

黒川地域行政事務組合議会会議録

平成28年8月25日 第4回定例会

黒川地域行政事務組合

第4回黒川地域行政事務組合（定例会）

平成28年8月25日（木曜日）

出席議員（16名）

1番	金子透君	2番	浅野直子君
3番	浅野俊彦君	4番	千坂裕春君
5番	佐藤貢君	6番	大友三男君
7番	和賀直義君	8番	千葉勇治君
9番	高橋正俊君	10番	相澤榮君
11番	藤巻博史君	12番	堀籠英雄君
13番	早坂豊弘君	14番	佐々木春樹君
15番	石垣正博君	16番	平渡高志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	赤間正幸君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
教育長	上野忠弘君
代表監査委員	熊谷喜久雄君
助役	佐野英俊君
総務課長	阿部愛子君
財政課長	佐々木匡子君
会計管理者	
財政課主幹	明石良孝君
業務課長	櫻井浩君

業務課参事 兼教育次長	佐藤初雄君
業務課主幹	碓井豪君
消防本部消防長	千葉清君
消防本部次長	坪子一夫君
黒川消防署長	阿部光浩君
消防本部総務課長	佐藤喜好君
消防本部警防課長	早坂和弘君
消防本部予防課長	藤原政由君
消防本部指令課長	大友弘君

職務のため議場に出席した職員

総務課主幹	吉村あき子君
総務課主事	三浦高広君

議事日程

平成28年8月25日(木曜日)

午前10時00分 開会

第 1	会議録署名議員の指名	4 頁
第 2	会期の決定について	4 頁
第 3	議案第19号	7 頁
第 4	議案第20号	8 頁
第 5	議案第21号	9 頁
第 6	議案第22号	15 頁
第 7	議案第23号	20 頁
第 8	議案第24号	21 頁
第 9	認定第 1号	26 頁
第10	認定第 2号	64 頁
第11	認定第 3号	69 頁
第12	認定第 4号	72 頁
第13	認定第 5号	80 頁

第 1 4	報告第 1 号	8 4 頁
第 1 5	議案第 2 5 号	8 4 頁
第 1 6	議案第 2 6 号	8 5 頁
第 1 7	議案第 2 7 号	8 5 頁

午後 4 時 3 2 分 閉会

本日の会議に付された事件

議案第 1 9 号	工事請負契約の変更について
議案第 2 0 号	富谷町の市制移行に伴う関係条例の整理に関する条例
議案第 2 1 号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 2 号	消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 3 号	黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
議案第 2 4 号	平成 2 8 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算 (第 3 号)
認定第 1 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について
認定第 5 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
報告第 1 号	平成 2 7 年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
議案第 2 5 号	宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更について
議案第 2 6 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
議案第 2 7 号	宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

午前 9時58分 開会

○議長（平渡高志君） 皆さん、おはようございます。

開会前に皆さんに御連絡をいたします。本日報道関係者が数社傍聴に来ております。報道関係者より、写真撮影等の申し入れがあり、議会傍聴規則第9条により許可することといたしましたのでよろしくお願いを申し上げます。

また、本日大変暑くなっておりますので、クールビズも推進されております。スムーズに本会議が遂行されますように、背広はお脱ぎになって結構でありますので、どうぞよろしくお願ひします。

少し時間早いんでありますが、全員おそろいであるので、ただいまから開催をしたいと思います。

ただいまの出席議員は16人です。ただいまから平成28年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平渡高志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、15番石垣正博君、1番金子透君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（平渡高志君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、8月22日に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間といたします。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野元君。

○理事長（浅野元君） 皆さん、おはようございます。

黒川地域行政事務組合議会定例会に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに、平成28年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員

の皆様方には、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。日ごろより、本組合の事務事業運営に対しまして、議員の皆様を初め関係各位の御指導と御協力をいただき、厚く御礼と感謝を申し上げます。

本日は、平成27年度各種会計決算等の提出議案のご審議をお願いいたしますが、提出議案の説明に入ります前に、主な事業状況等につきまして御報告を申し上げたいと思います。

初めに、昨年9月、関東・東北豪雨によりまして事務所、消防署、病院が床上浸水に見舞われ、貴重な財産を失うこととなりましたが、関係者の御理解のもと早急に対応し復旧がなされましたことに感謝申し上げます。

また、このたびの東北地方を通過いたしました台風9号への事務所の対応につきましては、昨年の水害を教訓といたしまして床上浸水を想定いたしまして、書類、OA機器類を2階に、公用車を浄斎場に移動するなど、万全な体制をとったところでございます。

次に、現在工事を進めておりますごみ焼却炉建設につきましては、処理施設の基礎掘削を初め、地下水をくみ上げます深さ150メートルのボーリングと、計画どおりに進んでいるところでございます。

それでは、衛生部門から御報告を申し上げます。

黒川浄斎場につきましては、施設業務を民間委託し3年目を迎えておりますが、平成27年度は682件の火葬が執行されております。

また、環境衛生センター・し尿処理施設につきましても、民間によります施設運営により順調に推移しておりまして、両施設とも計画的な維持補修を行い、安全で効率的な施設管理に万全を期してまいりました。

次に、環境管理センター・ごみ処理施設につきましては、ダイオキシン類を初めとします環境基準を遵守し、慎重な運転管理に努め、平成30年4月の新ごみ焼却施設運営開始を見据えた計画的な維持補修を行い、施設管理に万全を期してまいりました。

最終処分場の埋め立て状況につきましては、埋め立て開始から15年を経過いたしまして、埋め立て総量の約45%となっており、施設の延命化を図りながら適切に推移しております。

衛生部門各施設は住民生活に直接関係いたしますので、今後とも計画的な維持補修を行い、安全で適切な施設管理に努めてまいります。

続いて、消防部門につきまして御報告申し上げます。

管内におけますことし上半期の災害発生状況についてであります。火災の発生は29件で、うち

14件が建物火災となっておりますので、住宅用火災警報器の設置促進に努めるとともに、関係機関と連携をとり、一層の火災予防の徹底を図ってまいります。

また、救急出動につきましては、1,768件となっております、前年同期に比べ75件の増となっておりますが、管内南部地域の人口増加に伴います重複救急要請の対応策といたしまして、ことしの4月から黒川消防署富谷出張所に増隊配置いたしました救急隊につきましては、1カ月に平均30件前後の重複出動となっており、時間の短縮による救急業務の迅速対応が確保され、増隊によります地域に密着した消防体制がとられております。

次に、教育部門のけやき教室についてであります、2名の指導員により町村教育委員会を初め、各小・中学校並びに家庭との連携を密にし、児童・生徒の学校生活への復帰を願い、相談業務などに積極的に取り組むなど適応指導業務の充実に努めてまいりました。

続いて、病院事業であります、平成17年4月に地域医療振興協会に管理運営を委ねてから11年が経過いたしました、平成27年度におけます管理運営状況について御報告申し上げます。

まず、診療体制であります、常勤医師17名によります診療体制がとられ、患者数につきましては一般病棟の入院が1日平均77人、回復期病棟の入院が1日平均46人、外来は1日平均258人でありました。

なお、指定管理者における平成27年度の管理運営状況につきましては、去る7月15日に開催されました管理運営協議会におきまして報告を受けております。今後も指定管理者と協力し、さらなる地域医療の充実を目指して努力してまいります。

最後に、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の審査状況につきましては、公平かつ公正な判定を行っておりますことを御報告申し上げます。

以上、各部門の事業状況等につきまして御報告申し上げますが、議員の皆さま方の一層の御理解と御支援をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出しております議案につきまして概要を御説明申し上げます。

まず、議案第19号につきましては、さきの議会におきまして補正予算の議決を賜りましたごみ焼却炉建設工事の請負契約の変更について議決をお願いするものでありまして、議案第20号は、富谷町の市制移行に伴います条例用語について関係する9つの条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第21号につきましては、富谷町の市制移行に伴いまして行政事務組合の構成が市町村になることにより地方自治法の規定準用が変わるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第22号は、黒川消防署富谷出張所を消防署に昇格させるために、消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正するものでありまして、議案第23号につきましては、消防法施行令の改正に伴いまして黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

また、議案第24号、一般会計補正予算につきましては、1,917万4,000円を追加し、歳入歳出総額を27億5,153万8,000円とするもので、一般社団法人日本損害保険協会におけます今年度の救急自動車寄贈事業が内定しておりますので、受け入れ側としての車両機装などに係る経費と、富谷消防署の昇格開署に要します経費につきまして追加措置をお願いするものであります。

次に、認定第1号から認定第5号につきましては、平成27年度各種会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものでございます。

一般会計は、歳入総額26億4,552万6,000円で、前年度に比べ31.3%の増、歳出総額は21億2,665万8,000円で、前年度に比べ8.2%の増加となっております。

介護認定審査会特別会計は、前年度に比べ歳入が3.4%の増、歳出が2.5%の増で、障害支援区分認定審査会特別会計は、前年度に比べ歳入歳出ともほぼ同額でございます。

また、病院事業会計は、医業収益が前年度に比べ2.0%の増、医業費用が前年度に比べ0.6%の増となっており、当年度純損失は6,387万3,000円となっております。

訪問看護ステーション事業会計は、事業収益が前年度に比べ2.5%の増、事業費用が前年度に比べ2.8%の増となっております。

以上が、各種会計の決算でございます。

報告第1号につきましては、地方公共団体の健全化に関する法律の規定によりまして、病院事業並びに訪問看護ステーション事業の各会計にかかわります資金不足の比率について報告するものでございます。

議案第25号から議案第27号は、富谷町の市制移行に伴い地方自治法の規定に基づきまして規約変更のため議会の議決を求めるものでございます。

以上が、本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平渡高志君） 日程第3、議案第19号工事請負契約の変更について議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） 議案第19号です。

1 ページお願いいたします。

議案第19号工事請負契約の変更につきまして、平成27年5月26日議案第13号をもって議決されました工事請負契約を次のとおり変更するものでございます。

2の変更前契約金額に2,494万8,000円を増額いたしまして、契約金額を35億2,414万8,000円とするものでございます。

変更の理由につきましては、7月15日開催の議会全員協議会で御説明を申し上げ、第3回臨時会におきまして追加補正の御可決を賜りました契約額の追加でございます。

搬出土につきましてセメント混合の土壌改良が必要になったことから、契約金額を変更させていただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第3、議案第19号工事請負契約の変更についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第20号 富谷町の市制移行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（平渡高志君） 日程第4、議案第20号富谷町の市制移行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは議案第20号について御説明いたします。

議案書の2ページとあわせまして別冊の条例議案新旧対照表の1ページから9ページをお開き願います。

議案第20号富谷町の市制移行に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

このことにつきましては、建制順及び文言の変更に伴い、大和町、大郷町、富谷町、大衡村を、富谷市、大和町、大郷町、大衡村に、富谷町を富谷市に、町村を市町村に、関係町村を関係市町村に改正を行うものであります。

改正を必要とする条例は、第1条から第9条までの9件、分担金の納期に関する条例、職員定数条例、黒川地域行政事務組合特別職報酬等審議会条例、火葬場の設置及び管理に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、黒川地域行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、黒川地域行政事務組合火災予防条例、訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例、視聴覚教材センター設置条例、以上9件でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第4、議案第20号富谷町の市制移行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第21号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第5、議案第21号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは議案第21号について御説明いたします。

議案書の4ページとあわせて別冊の条例議案新旧対照表の10ページをお開き願います。

議案第21号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号の規定により、現行、町村に関する規定を準用しており、契約につきましては5,000万円以上、財産の取得又は処分につき

ましては1,500万円以上となっておりますが、富谷町が富谷市になることにより、市に関する規定を準用ということで、契約につきましては1億5,000万円以上、財産の取得又は処分につきましては2,000万円以上という改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 市への移行ということで、わからないでもないんですが、ただ、事業そのものが一気に拡大するわけでもないの、私、これはもう少し時間をかけてもいいのかなという考えを持っているんですが。今回もしこれを据え置きの場合、どういう、いわゆる事務的な流れの中で支障を来すのか、その辺などについて詳しい説明を求めたいと思います。

ましてや、各自治体は富谷さんが市になるということですが、ほかの自治体はいわゆる町村でございます、大体5,000万円とか、かなり、これまでのこのような金額で3つの自治体は進めているわけですから、そういう点で、若干、その額を大きくすることによって、議会からのチェックというものもある面で軽視されてくるのではないかという危惧も抱くわけでございます。その辺どのように考えておられるのか、あわせて答弁をいただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） まず、時間をかけてもという中で、事務処理への影響という質問でございますが、特段、直面する中で事務処理への影響はございません。

それから、この件については、構成団体が市ということで、議員おっしゃるとおりの意味合いで、県のほうにもいろいろ相談、指導、協議をしてみました。当然、地方自治法に規定する規定要件に基づく条例の整備でありますので、改正をしなければ単に法律違反ですという県の指導であります。ただ、その中で、確かに従来町村という構成の中で、5,000万円議決、請負契約につきましては、これが1億5,000万円という中で、議会側のチェックが大分高額になってしまうゆえに、その辺の議会に対する情報の提供は当然必要なことであろうという指導はいただいております。そういう中で、今回は法律規定からの準用という中で、条例の整備を御提案した次第でございます。よろしくどうぞお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今、助役から、改正しなければ法律違反になるということでの説明だったんですが、基本的には各行政あるいはいろいろな自治をつかさどっている団体が主たるものだと思うんですが、あえて私たちがこれを決めなければ法律違反になるというような、私、説明にとったわ

けですが、改正しなければ法律違反になるということで、何としても改正しないと違反的な行為を我々は今後歩むということになるわけなんですか。それだけ、それぐらいこれは、いわゆる必要に迫られている改正だということなのか。そうなれば、これは一方的にもう議決を経ないで報告事項の形でも出さざるを得ない内容なのかなという感じも抱くわけなんですが。なぜ法律違反になるのか、その辺、どのように定まっていて、これが法律違反になるものなのか、それを説明いただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 罰則規定は、まずございません。それで、今までの地方公共団体に関する規定の準用、これらの実例の中でも示されております。市町村の場合の構成する一部事務組合においては、市なのか町村なのかの規定準用については、一般的に考えますと当然低い額に合わせるべきでないかという見方が当然かなと思いますが、法律規定上は構成団体の市、額面で言いますと高い金額に合わせるという行政実例が出ております。関係地方自治法の96条から、法律あるいは法律施行規則等々において、市に至った場合の1億5,000万円に対する準用規定の条例化が必要という規定がございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 法律違反だと言われても、罰則規定がないということで今説明があったわけですが、私、この黒川は、村から、失礼ですが、村から市までということで、宮城県内でもこれぐらいの幅のある自治体はないと思うんですね。いわゆる構成の自治体を見た場合に。そうした場合に、必ずしも、そういうことになっているからと、あるいは、行政実例が云々ということでの説明ですが、それをやらなくても、私はあえて、今特別支障はないと、特段ないという説明があったわけですが、あえて急ぐ必要ない。もう少し様子を見ながら対応しても十分ではないかと思うわけですが。特に、私たちは黒川病院とか、いろいろ金額で極めてわずかな金額のいろいろな変更なりも持っているわけですね、ほかとまた特殊な、実態の違うといいますか、ほかにないような取り組みもやっているこの行政事務組合でございます。そういう点で、必ずしも5,000万円から1億5,000万円に、果たしてする必要があるのか。今説明もらった範囲ではまだまだあえて慌てることはないというような感じするわけですが、どうしてもこれは変えないとだめだということで提案しているんですが、もう一度その辺の考え方についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 今回の提案の目的は、あくまでも、申し上げましたとおり地方自治法の準用

規定に基づく条例の改正をお願いしておりまして、今すぐ事務へ支障を来す部分もないという点も申し上げましたが、その通りでございます。たまたま大事業、現在工事進めている分でございますが、この先すぐさまそういう大事業が計画されている分でもございませんので、1億5,000万円相当は庁舎を建てるとか、あるいは、例えばですけれども消防で1億5,000万円を超す車両整備をすることとか、そういう問題が出てくればまた別ですが、今の段階ではそういう計画もございません。今回の提案はあくまでも構成町村が市町村になるという地方自治法の定めを準用しての、単に条例改正を提案しているわけでございます。御理解いただきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 今、大郷の千葉議員さんが言ったこととちょっと重複するところもありますが、私も説明を求めます。

まず1つが、富谷の市制施行に伴う改正だろうと思うんですが、これが地域行政事務組合としてやっぱり当てはまっていくのかどうか、まずその辺をお聞きしたいと思います。先ほど、助役さんの説明の中で、地方自治法の準用規定に基づきながら、そしてまた県の指導の中でという話もありましたけれども、簡単に言うと1億円の金額が1億円以上に上がると、1億に上がるということなので、その辺もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 行政事務組合に当てはまるのかということですが、これは我々の判断、あくまでも法律規定等があつての判断でございますので、それ以上のことは何らございません。以上です。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） まず、金額が1億円も上がるということであれば、前の全員協議会の中で説明が必要ではなかったのかなと、事前の説明が。そういうのは考えないでまず議会に出してきたんですけれども、私としてはこの金額に基づいてということであれば、説明が欲しかったなと思うんですが、その辺のお考えはいかがでしょう。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 7月15日開催をお願いしました全員協議会において、失礼しました、8月9日の全員協議会で、この富谷市制施行に伴う規約条例等の改正の必要性について御説明をしております。当日の資料の中でもただいま提案している内容については掲載させていただいておるのは実情でございます。以上です。

- 議長（平渡高志君） 13 番早坂豊弘君。
- 13 番（早坂豊弘君） そのとき、具体的な数字等の御示しもありましたでしょうか。
- 議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。
- 助役（佐野英俊君） 資料にも入っておりますし、説明しておる次第です。以上です。
- 議長（平渡高志君） ほかにございませんか。14 番佐々木春樹君。
- 14 番（佐々木春樹君） 上位法で変わっていくものでしかたがないというふうに感じていますけれども、例えば家の前の道路が村道から国道になったと。制限速度が 60 キロでもよくなったとなっても、地元の人たちは 40 キロで走ることは違反ではないですよ。ということで、この条例では 1 億 5,000 万円というふうにうたいますけれども、今後運用の中で執行部が 5,000 万円以上のものも議会に示してくるということはできないのでしょうか。
- 議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。
- 助役（佐野英俊君） 現段階では、議員の質問に対して、理事会での協議も必要かと思っておりますので、明確な答弁は控えさせていただきたいと思っております。
- 議長（平渡高志君） 14 番佐々木春樹君。
- 14 番（佐々木春樹君） 皆さん懸念しているところはそこだと思っております。例えば 5,000 万円以上だったのが 1 億 5,000 万円ということは、1 億 4,000 万円は出てこないというふうになりますよね。そういったところで、にわかには富谷町が市になるということの中で、すぐそういったところ近々にはないというような助役の説明ですけれども、今後当然出てくるわけです。そうなったときに、現状を見て、議会で議決を求めるような内規のようなものをつくったりとか、そういったことはできないものなのか。助役で答えられないのであれば、ほかの方からも意見を、感想とか所見を伺いたいんですけれども。
- 議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。
- 理事長（浅野 元君） ただいまの佐々木議員のお話、内規がというふうになると、その辺はちょっと調べてみないとわかりません。ただ、運用の仕方ですので、今お話しのとおり 5,000 万円が 1 億 5,000 万円にぐっと上がるということ、ですから、上がったから 1 億 5,000 万円から 1 億あれまで、ようするにお諮りしなくていいかという話ではないと思っております。当然その内容につきましては、議決を経るような内規が出るかどうかはちょっとまたこっちに置かせてもらって、その内容につきまして、当然議会の皆様方にも説明をして、理解をいただいた中で進めるというのが当然だというふうに、それは思っております。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかに。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 今、3人の議員から質問が出て、ある程度理解したつもりなんですけれども、黒川行政の一般会計は年間30億円弱で、市になると150億円とか200億円ぐらいの一般会計の予算で、1億5,000万円が議会にかかる金額になっているということで、これ本当にそういうふうにしないと法律違反になるのかどうかって、私個人的にはなかなか理解できないんですけれども。本当に法律違反になるんですか。（「これは大事ですよ」の声あり）

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 間違いなく法律規定、地方自治法の規定上からしますと、法律違反、罰則、先ほど申し上げましたとおり、罰則規定もございません。法律違反になるのは単に法律違反ということ。以上です。

○議長（平渡高志君） 7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 黒川行政にはあとほかに町村3つあるんですけれども、やっぱりその中でも最上位の市に準用しないとだめなんですかね。再度、ここで法律違反かどうかというの、もう1回確認したいのですが。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 地方自治法96条における議会の議決、これらの契約については得なければならない、それらの金額について法律施行規則等において定めがございます。根拠となる法律から今回の改正案をお願いしておりますので、地方自治法の規定に基づく手続と御理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。10番相澤 榮君。

○10番（相澤 榮君） 富谷市になることによる条例改正なんですけれども、これについては議決事項は変わらないと思いますので、運用の中で、全協で説明する方法ということを考えられないかどうかということをお伺いします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） ただいまの御意見を十二分に踏まえ、理事会と協議させていただきたいと思えます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。15番石垣正博君。

○15番（石垣正博君） 今の意見と少し同じようになるんですが、先ほど佐々木議員さんからの話が合ったとおり、その内規ということ、これは非常に大事なかなと思うんですね。例えばその要綱、こ

これは条例の強制力を持つその条例ということですが、要綱等をつくってその内規でその辺を、じゃあ5,000万円にする、7,000万円にする、そういうことの決め方を、私は考えてほしいなと思うんですがいかがですか。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） ただいまの議員の質問ですが、先ほど理事長の答弁にもございましたとおり、この内規、要綱等の決め方がこの事案の場合妥当なのかどうか、その辺ちょっと確認をさせていただきまして、先ほど申し上げましたとおり理事会のほうに、その辺も踏まえまして、協議検討させていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり） よろしいですか。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第21号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する 条例

○議長（平渡高志君） 日程第6、議案第22号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは議案第22号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正につきましては、黒川南部地域の特性、都市基盤の整備状況を勘案いたし、さらには富谷町の市制移行にあわせまして、現在の黒川消防署の消防体制であります1消防署3出張所体制から、現在の富谷出張所を富谷消防署に昇格し2消防署2出張所体制とすることで、地域に密着したより効果的な消防体制を構築することを目的として改正するものであります。

改正点について説明いたします。

議案書 5 ページとあわせて条例議案新旧対照表の 11 ページをごらんいただきます。

改正条例の第 1 条につきましては、富谷消防署の昇格に関する内容となっております。第 4 条消防署の位置及び名称につきまして、これまでの黒川消防署の位置、名称を第 1 号とし、第 2 号に富谷消防署の位置、名称を追加するものです。

第 5 条に関しましては、消防署の管轄区域につきまして、黒川消防署は黒川郡大和町、大郷町及び大衡村の全域とし、富谷消防署は黒川郡富谷町全域とするものであります。

第 6 条につきましては、出張所の設置について定めるものですが、第 2 号に富谷出張所、第 3 号に大衡出張所の位置、名称が示されておりましたが、富谷出張所が富谷消防署に昇格することで、第 2 号から削除され、第 3 号の大衡出張所が第 2 号に繰り上がることになります。

続きまして、条例の一部を改正する条例の第 2 条につきましては、富谷町を富谷市に改める内容となっております。

条例議案新旧対照表の 12 ページをごらんいただきます。

第 4 条、第 5 条ともに黒川郡富谷町を富谷市に改める内容となっております。

最後に、議案第 22 号改正条例にお戻りいただいて、一番下の附則のところをごらんいただきます。

改正に係る施行日ではありますが、第 1 条富谷消防署の昇格に関しましては平成 28 年 10 月 1 日とし、第 2 条黒川郡富谷町を富谷市とする部分につきましては、富谷市の市制移行にあわせて同年 10 月 10 日からといたします。

以上で議案第 22 号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番高橋正俊君。

○9 番（高橋正俊君） 先ほど来、大分富谷市誕生のために混乱しているようでございます。御不満を持っている議員さんたちもおられるようですけれども、その中で富谷消防署、10 月 1 日からスタートということでございますけれども、この富谷消防署スタートに当たって、式典というか開署式というか、そういうものの計画はあるのか、まず 1 点。

それから、私も富谷の住人としてあの辺を通ってみますと、今現在、黒川行政組合富谷出張所という看板になってはいますが、あの看板が富谷消防署になると思うんですけれども、少し小さいのではないかと。その看板も直すような計画があるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、富谷消防署の開署式の件でございますが、10月1日土曜日の10時からということで、今検討させていただいております。約1時間ぐらいのお時間をいただいてということで。富谷出張所の玄関のところ、富谷消防署という箱文字の館名に変更いたします。それからその部分に幕をかけまして、序幕をしてということで、式のほうを進めさせてまいりたいと考えております。

あと、2番目の看板の件につきましては、現在黒川消防署富谷出張所という名前で看板が上がっておりますが、富谷消防署と、現行の富谷出張所前、4号線沿いの看板につきましては富谷消防署という看板に書きかえる予定ではありますが、サイズにつきましては現行のままでということで考えさせていただいております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 9番高橋正俊君。

○9番（高橋正俊君） 4号線沿いに立っている看板の、今の現行の看板の大きさは変わらないということですが、ずうずうしい話になりますけれども、ぜひ、富谷市としても安心安全ということで、ここに富谷消防署があるということで、少し看板を、できれば大きくするような、目立つような看板にぜひ今後検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺の考えをお聞きいたします。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 消防次長の説明に補足するような形になりますけれども、議員の質問のとおり看板、非常に大事な部分と思われまして。現在黒川消防署富谷出張所で10文字なんです。これが富谷消防署5文字になりますので、今より文字自体は大きくなります。それで4号線から見やすい高さでその辺をどのように表記するか、今、消防のほうでいろいろ高さ的なやつを寸法をとりまして、後ほどの議案で補正予算議決をいただかないと進められることできませんので、本日の議会終了後には、議決後には、業者選定等々進め、そのような見える高さでの5文字表示ということで、従来より見えるように努めてまいりたい考えで現在進めておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 本条例の第5条、消防署の管轄区域に関して確認をさせていただきたいと思っております。あくまでも広域行政として行う消防事業になるわけでありまして、規定上管轄区域を黒川消防署に関しては大和町、大郷町、大衡村の全域と。富谷消防署は富谷町全域というふうに定めるわけでありましてけれども、広域行政として行う上で、地理的に富谷町の富谷消防署のほうに近いエ

リア等もあるわけですね。もちろん、消防本部のコントロール下で救急活動に当たるような形になるかと思うんですが、エリア的にもみじヶ丘、杜の丘ですとか富谷消防署のほうに近い場所、または鶴巢の一部も入るかもわかりませんが、その辺の今後の管理体制の実際的な管轄の体制を確認しておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

あくまでも管轄区域と申しますのは消防事務取扱上の管轄区域ということでございまして、災害対応につきましては、直近の消防署所から出動対応といたしますので、そういう議員ご心配のようなことはございませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございせんか。1番金子 透君。

○1番（金子 透君） 関連する質問ですけれども、現行の指揮命令運用系統となんら変わることはないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

消防署が2つになるということになりますことは、署長が2人いるということになります。そうしますと、富谷管内の指揮命令につきましては富谷消防署の署長が、黒川消防署管内の災害活動の指揮命令については黒川消防の署長が当たるということになります。指揮命令はそのように分かれますが、災害対応する車両は特にふえているわけではございませんので、全体が当然その災害活動に当たるようになりますが、指揮命令系統についてはそのように分かれることとなります。以上です。

○議長（平渡高志君） 1番金子 透君。

○1番（金子 透君） ということは、トップが2人という理解に思えたのですけれども、ぜひ混乱来さぬよう連絡を密にして従来どおりの運用に努めるべきと考えております。よろしくお願ひしたいし、それについて改めてお答えください。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの質問ですが、先ほど申し上げましたように富谷管内は富谷消防署長、黒川管内は黒川消防署長というようになりますが、例えば富谷消防署で大きな災害が発生したとき、メインで富谷消防署長が指揮に当たりますが、黒川消防署の署長は同時に出動いたしましてその指揮の支援に当たるというふうなことにするようにはいたしております。逆に黒川消防

署で大きな災害が発生すれば今と同じ逆に、黒川消防署の署長がメインで指揮をとり、富谷消防署は指揮の支援に当たるということで取り決めをさせていただく方向で検討しております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 理解できたんですけども、事務体制が変わるということで、要するに一般、地域の企業とか住民からすれば、いろいろな事務的な手続とかそういうところで変更が起きるんですか。もし起きるのであればその辺の周知徹底をどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、届け出関係ということでございますけれども、基本、所轄の消防署長に届け出るのが基本でございますが、例えば限定的に申し上げますと、申しわけないですが、富谷町志戸田あたりの方が黒川消防署にその届け出をもってきても受け付けをしないということではございませんので、柔軟にその辺の受け付け体制は対応をさせていただくということで考えを進めさせていただいております。以上で……（「周知徹底」の声あり）済みません。周知徹底のほうは、当然広報誌等を活用させていただいて、町村ごとの広報誌であり、あるいは広域くろかわの広報誌等を活用させていただいて、住民に周知徹底を図りたいと考えております。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。11番藤巻博史君。

○11番（藤巻博史君） 条例の上だけのことで確認させていただきたいんですけども、新旧対照表で例えば左のページの上から1で、わざわざ黒川郡富谷町富ヶ丘って、富谷市と書きたくなるんですけども、これが残っているというのは何か意味があるんでしょうか。それから、先ほどの管轄地域も黒川郡富谷町って、富谷市ってなりそうな気がするんですけども。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

この改正条例の第1条の部分のところでは、まだ富谷町という表現をさせていただいております。富谷出張所を富谷消防署に昇格させるための部分の改正条例ということで、第1条はそのような表現に。それで、第2条のところでは今度は黒川郡富谷町を富谷市ということで、2段階に改正条例を示させていただいておりますので、このような形になっております。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第 6、議案第 22 号消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 23 号 黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（平渡高志君） 日程第 7、議案第 23 号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。予防課長藤原政由君。

○消防本部予防課長（藤原政由君） それでは、議案書 6 ページになります。

議案第 23 号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について説明いたします。

その前に、少々時間をいただきまして、今回の消防法の改正内容を簡単に説明いたします。

まだ記憶に新しいと思いますが、平成 25 年 10 月に福岡県で発生した入所診療所火災で死者が 10 名、負傷者 5 名という惨事を教訓に、消防法施行令に定めてある別表の（6）項イとして示されている病院、診療所、助産所が細分化されたための改正でございます。

それでは、新旧対照表の 14 ページをごらんいただきたいと思います。

この表が、消防法で定めてある令別表第 1 でございます。全ての対象物が（1）から（20）項までに分類されております。右側の表になりますが、改正前は（6）項イに病院、診療所、助産所が示されておりました。左側の表になりますが、今回の改正で（6）項イ（1）から（4）に改正され、消火設備、警報設備等がさらに厳しく強化され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されております。

大まかに説明しますと、（6）項イは（1）は火災予防上一定の条件を満たしていない病院、（2）は診療所当で 4 人以上の入院設備のあるもの、（3）は（1）（2）以外の病院等でございます。（4）は入院設備のない診療所、助産所と分類されております。

それでは、黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正を次のように改めます。

今一度、新旧対照表の 13 ページになりますけれども、そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

消火器に関する基準の 39 条の第 1 項中「（6）項イ」を、「（6）項イ（4）」に改めるものです。

次に、自動火災報知設備に関する基準の 42 条第 2 項中「（6）項イ」を「（6）項イ（4）」に。

「同表（６）項イ及びハ」を、「同表（６）項ハ」に改めるものでございます。

この改正で火災予防条例から削除しました（６）項イ（１）から（３）は、消防法施行令の消火設備警報設備に新たに加えられ、今後は消防法で指導となるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、火災予防条例の一部改正についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第 7、議案第 23 号黒川地域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ちょっと早いのでありますが、暫時休憩といたします。休憩時間は 10 分であります。よろしくお願ひします。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8 議案第 24 号 平成 28 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（平渡高志君） 日程第 8、議案第 24 号平成 28 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、議案書 7 ページをお開き願ひます。

議案第 24 号平成 28 年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによるものです。

第 1 条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,917 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総

額をそれぞれ 27 億 5,153 万 8,000 円とするものです。

第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は次のページ、8 ページになります。第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、補正予算に関する別冊の説明書によりまして御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書 1 ページ、2 ページでございますが、歳入歳出を総括したものです。第 3 号補正、今回の補正につきましては、消防費 1,917 万 4,000 円の追加補正となっております。

次に、3 ページ、お開き願います。

3 ページ、歳入でございますが、4 款県支出金 1 項県委託金 1 目消防費県委託金といたしまして移譲事務交付金 1 万 2,000 円を追加するものでございますが、宮城県より移譲されております許認可事務の交付額が確定したことによる追加となっております。

6 款繰入金 1 項 1 目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金より 1,343 万 3,000 円を繰り入れいたしまして 1,856 万 9,000 円とするものでございます。

7 款繰越金 1 項 1 目繰越金につきましては、前年度消防費繰越金 220 万円を追加するものです。

次に、8 款諸収入 1 目雑入でございますが、昨年の豪雨による消防庁舎の被害について、町村会加入の災害共済金といたしまして 342 万 3,000 円が下りたものです。また、その他の雑入といたしまして、車両の自賠責保険等の返戻金があったことによる 10 万 6,000 円となっております。なお、災害共済金につきましては、被害額の半分という規定になってございます。

以上、歳入の説明でございます。

歳出につきましては消防より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） 続きまして、補正予算の歳出について御説明させていただきます。

補正予算説明資料 4 ページをごらんいただきます。

今回の補正につきましては、理事長の御挨拶の中にもございましたとおり富谷出張所の消防署への昇格に係る経費と、今年度で寄贈が内定いたしました高規格救急自動車の導入までに係る経費についてお願いするものでございます。

まず、1 日常備消防費の補正額 145 万円について、節ごとに説明いたします。

3 節職員手当等 20 万 9,000 円につきましては、富谷消防署昇格によりまして副署長という管理職が 1 人ふえますことから管理職手当についてお願いするものでございます。詳細につきましては、補正予算説明書の 5 ページ、6 ページをごらん願います。

次に 11 節需用費の 64 万円につきましては、富谷消防署玄関の箱文字によります館名表示、国道 4 号線沿いにあります看板などの書きかえ修繕や現富谷出張所のエアコン修繕などについてお願いするものであります。

18 節備品購入費 57 万 9,000 円につきましては、機械器具費等の執行残と合わせまして庁用器具費 96 万 9,000 円といたしまして事務用パソコンの増設、副署長用机椅子、更衣ロッカー、個人ロッカー等の整備をお願いするものであります。

23 節償還金利子及び割引料の 2 万 2,000 円につきましては、ただいま財政課長からも説明ありましたとおり宮城県からの移譲事務交付金が確定し、返還金に不足が生じたことからお願いするものであります。

次に、2 目消防施設費の補正額 1,772 万 4,000 円について御説明いたします。

11 節需用費の 21 万 6,000 円と、13 節委託料の 18 万 1,000 円につきましては、事業が完了したことによります執行残でございます。

12 節役務費の 35 万 6,000 円につきましては、現在富谷出張所に配置している車両 6 台分の車両側面に表示しております名称変更に係るもの。それから寄贈高規格救急自動車登録に係るリサイクル料及び自動車損害保険料などについてお願いするものでございます。

18 節備品購入費の 1,773 万 2,000 円につきましては、高規格救急自動車の艤装代、救急資機材の更新分及び無線機器、車両動態システム移設関係のものを含めた経費をお願いするものであります。

27 節公課費につきましては、寄贈高規格救急自動車に係る自動車重量税についてお願いするものであります。

以上で、議案第 24 号歳出に関する説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8 番千葉勇治君。

○8 番（千葉勇治君） 甚だ勉強不足で恥ずかしいことお聞きしたいんですが、公用車が 1,773 万 2,000 円で購入ということですが、一方歳入を見ますと単純に共済ということでも 352 万 9,000 円ほどが計上されているんですが、これ、差額が本会からの負担ということで見ているんですか。そのほかに何かこの損害におけるいろいろな補填というものがなかったのかどうか。その辺、ちょっと認識の違いがあれば、その辺を教えてもらいながら、ひとつ御説明をお願いしたいと思います。

○議長（平渡高志君） 財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） 公用車の購入となってございますけれども、寄贈された車の艤装関係

ということでございまして、その分が公用車の購入費ということになっております。それで、歳入で町村の建物共済金ということで342万3,000円等充てさせていただいておりますので、補填というか、補填分ということで、全体の歳入として見ております。

○議長（平渡高志君） 車両と損害は別ということであります。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） これは、寄附だから……、そうすると車体そのものが丸きり寄附されたからそれに艤装がこれぐらいかかると……すごい……、内容なじよなのしゃ、詳しくひとつ。余りにも我々の感覚ではちょっと出てこないの。大まかですが。

○議長（平渡高志君） 警防課長早坂和弘君。

○消防本部警防課長（早坂和弘君） その辺、御説明したいと思います。

艤装関係と言いましたが、艤装と資機材関係が入っております。ちなみに、資機材関係が約850万円近くでその内訳なんですけど、救急車の中に医療機器が入っております。ちなみに人工呼吸器一式が約150万円。それから患者監視装置一式、モニターなんですけど、それが約340万円。さらに半自動式除細動機一式、電気ショックかけるやつですね、そういったのが約250万円。で、この大きな3つだけで740万円ちょっとということで、資機材の約88%強を占めております。この医療機器に関しましては指定の保守点検を実施した場合の耐用年数が4年もしくは長くても6年というような状態です。現在の使用機材はほとんど車両購入時のものですので、もう既に12年経過しているような状態です。今後どの程度もつか不安もありますし、住民の生命に直接かかわる救急隊が安心して活動できるように、その辺ぜひとも更新は必要ですので、よろしくお願ひしたいと思います。それから艤装代に関してですが、約1,000万円ぐらいかかります。それは、内訳なんですけど、先ほどの資機材のほかに固定した医療機器といいますか、例えば酸素吸入器とかですね、そういったものもありまして、そういうものや、救助機材などは約100万円。それから、救急車内の収納庫の増設とか機器の取り付け金具等で約130万円。それから、中にストレッチャーといいましてベッドあるんですけど、それに関しまして安全装置とか附属品を取り付けまして約84万円。それから、寄贈救急車なんですけど、全体的に見ると恰好よく見えるんですけど、標準としてついているのは前後の回転灯とかはついているんですけど、前のほうの赤色灯とか脇のほうのランプとかそういったものはついておりません。そういったものは全てオプションになっておりますので、その辺が全て艤装分に入っております。それから、内部にインバーター取り付けやコンセントの増設、アンプ、スイッチ等などで245万円ぐらい。それから別個に安全装置としてナビゲーションとかドライブレコーダー、それから車両を保護するための保護板や反射材、滑りどめ、そういった感じで105万円ぐらい。そ

れから無線と先ほど車両動態システムと言ったんですがAVMと言っているんですが、これはコンピューターを利用して車両の位置状況がわかるシステムで、これ指令台と連動しております。そういったものの移設、それから架台とか配管関係で190万円ちょっとかかっております。そういったことで、大体それだけでも850万円以上ということで、そのほかに特殊防水、さびどめですね、そういったものや、文字、タイヤ、電動カーテンとかそういったものもいろいろ必要となっております。それでそのぐらいかかっているんですが、ちなみに昨年水没して被害があった救急車を改修したんですが、それに関しましては艀装と資機材で2,000万円ちょっと超えているような状態です。ということで、それからしますと車両については900万円から1,000万円の間ぐらいが寄贈相当する額ということで、そのほか、先ほど申しました艀装、資機材関係ということになっております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 救急車を寄贈いただいてこの予算をかけているんですけども、通常の流れでいけば更新する車が近々にあったものなのか。また、そういった場合、どのぐらいを見ていてこの寄贈していただいたおかげで少し助かっているんだろと感じたいんですけども、そういった説明をお願いします。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） ただいまの議員の質問にお答えします。

更新計画につきましては、来年度、29年度で、今本署に配置してあります救急車の更新を計画しておったところでした。ですので、1年前倒しといった形になると思います。来年度予定すれば約3,000万円近い費用がその救急自動車の更新事業にかかるということが想定されておりました。ですので、今回、車両代分ほぼ1,000万円近い、900万円から1,000万円近い車両代の部分が得たという言葉は俗な言葉になると思いますが、補助金をいただいたような感じになります。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） ということは、その寄贈されても救急車がふえるわけでもない。前倒しで更新していくというふうに認識してよろしいわけですね。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかに……、答弁はいいですか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第8、議案第24号平成28年度黒川地域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 認定第1号 平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第10 認定第2号 平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第3号 平成27年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第4号 平成27年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

日程第13 認定第5号 平成27年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 次に、決算認定議案であります。日程第9、認定第1号から日程第13、認定第5号までの各種会計決算認定については、監査委員の意見書が各種会計一括にて提出をされております。したがって、代表監査委員より各種会計の総括意見を求め、その後、それぞれの議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平渡高志君） 御異議なしと認めます。よって、日程第9から日程第13までは監査委員の審査意見後、それぞれ議題とすることにいたします。

それでは、代表監査委員へ平成27年度黒川地域行政事務組合各種会計決算について、審査の意見を求めます。代表監査委員熊谷喜久雄君。

○代表監査委員（熊谷喜久雄君） それでは、かねて、相澤 榮委員とともに平成27年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算の審査を行いましたので、その意見を述べさせていただきたいと思っております。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法30条第2項の規定に基づき審査に

付された、平成27年度黒川地域行政事務組合各種会計の決算を審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

第1、審査の概要、1 審査の対象ですが、1 番目につきましては平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、同じく介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、同じく障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算、同じく病院事業会計決算、さらに訪問看護ステーション事業会計決算、以上の5会計であります。

審査の期間。平成28年7月25日及び26日の2日間行いました。

審査の方法。理事会から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び公営企業会計に係る資金不足額等算定調書について。まず、決算の計数は正確であるかどうか、次に、予算の執行が適正かつ効率的に行われたかどうか、3 番目につきましては、財政運営が健全であったかどうか、4 番目、公営企業会計において資金不足が生じていないかなどに主眼を置き、公有財産、基金、物品の管理について、さらには帳票、証書を精査するとともに必要な書類の提出と説明を求め審査を行いました。

2 番目、審査の結果。審査に付された平成27年度各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に基づいて作成され、各種証書類を照合、審査した結果、計数はいずれも誤りはないと認めました。

また、予算の執行状況は的確に行われ、かつ収入支出は合法的に、各種帳票等もよく整理されて、財政運営は全体として適正であることを認めました。

一般会計並びに各種特別会計における執行率は良好と認めました。各会計別の主たる審査の結果は、以下に記述しております。

次に、3 ページですが、平成27年度各種会計決算の総括表をまとめたものでございます。御参照願いたいと思いますが、特に一般会計歳入未済額が大きく2億600万円有余、これは御存じのとおりごみ処理施設工事の循環型社会推進交付金、この分の未済でございます。

さらには、歳出においては繰越明許費が大きく6億8,000万円有余、これもごみ焼却施設工事にかかわるものでございます。要するに、未着手分4億8,200万円有余、さらには先ほどの歳入未済額2億600万円有余、これが6億8,000万円有余になります。

さらには事故繰越、これは消防施設の災害復旧費の関係でございます。これが事故繰越1,200万円有余になっております。

それから、4 ページでございますが、これも病院事業会計、あるいは訪問看護ステーション事業

会計についてですので、御参照願えればと思っております。

それから、5ページの第1番目、平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、これは歳入総額26億4,552万6,000円となり、前年度比31.3%の増となりました。その内訳は町村負担金が23億3,287万3,000円と88.2%を占めております。それから、使用料及び手数料の1,448万円、国庫支出金4,455万6,000円、諸収入の再資源化物売払代と再商品化分配金合わせて1,206万4,000円、これが主なるものでございます。

歳出では、義務的経費が13億164万9,000円と全体の61.2%を占め、前年度比2.3%の減となりました。その内訳は人件費が11億4,275万8,000円、前年度比0.9%の増、公債費が1億4,491万1,000円、前年度比22.2%の減となったものでございます。

投資的経費は、4億3,501万6,000円で、前年度比88.5%の増となり、特に水害による廃棄物処理、さらには浸水被害の補修及び事務用備品購入や消防自動車両の更新、それにゴミ焼却施設整備事業によるものであります。

歳入決算額あるいは歳出決算額、これはこの記載のとおりいずれも増となっております。

実質収支額は2,311万4,000円となりました。

部門別に若干申し上げますと、黒川郡は、県内の中心に位置し、仙台北部工業団地への企業の進出に伴う周辺地域の住宅団地の造成、道路網の整備による発展が著しく、人口増が見込まれ、住民のニーズも増すものと思われまます。厳しい財政状況のもと、黒川地域行政事務組合の役割はますます大きく、各町村と連携を図り、年次計画に基づき各施設の整備はもちろん、維持補修に努められたいと。

また、職員の綱紀粛正と健康管理、これをもとに各種研修の受講を図りながら、人材の育成も大切かと思われまます。

衛生部門におきましては、黒川浄斎場は、管理業務を民間に委託し、予約システムを24時間導入したことにより、受付事務の迅速化、行政サービスの向上が図られたと思われまます。

環境衛生センターは、管理業務を民間に委託し、5年目を経過し、順調に推移していきものと思われまます。

環境管理センターは、人口の増、災害によるごみの増加があり、施設全体の機能維持と延命化を図り、常に施設機能を把握しながら、計画的な維持管理に努めておるところでございますが、一方、ゴミ焼却施設も着工し、工期内完成に期待するところが大きだと思われまます。

次に、消防部門ですが、消防においては先ほど来富谷市制施行に向け、機能の強化とともに緊急

指令装置及び救急無線施設デジタル化の運用と、情報の収集や確認、指導業務、的確な予防業務に努められ、人口増に伴います年々増加する救急業務についても、救急救命士の養成などの研さんに努め、特に黒川病院との連携を図り、効率の向上に期待するものであります。さらに、消防施設、車両等の耐用年数も考慮し、今後とも年次的に更新されたい。また、大規模災害、特に台風、集中豪雨などへの対応と、地域住民の安全・安心の確保に努められたい。

火災予防では、特に住宅火災が最近多くございます。それに対応し、住宅用火災報知機の設置についても普及促進に努め、地域自主防災組織や婦人防火クラブを通じて防火防災意識の高揚に期待するものであります。

教育部門については、視聴覚教材センターについては、各学校、公民館、町村などと連携し、子供会、活き生きサロン、交通安全協会等、利活用に努められたい。

適応指導教室いわゆる「黒川けやき教室」については、不登校児童生徒や保護者、学校との相談業務を初め、今後もお一層学校への復帰支援に努められ、大学生などボランティアの支援も大きく、期待されるところであります。今年度も、4名の生徒が高校へ進学したことは大変喜ばしいことだと思えます。

次、7ページの公有財産調書でございますが、これは27年度においては管理センターの運搬における建設地取得756平米、これが追加になったものでございます。あとは御参照願いたいと思えます。土地の取得でございます。

それから8ページのは基金、財政調整基金、現金として2億8万1,000円、これに決算年度中の増減マイナス433万円、決算年度末の残高は1億9,570万8,000円、備考欄にこれらの積立金等の増減の内容が書いてございます。差し引き433万円となります、マイナス、繰り出しですね。

2番目、27年度黒川行政事務組合介護認定審査特別会計歳入歳出決算、これも額については後ほど詳しくあると思えますので、ここではこのように、いずれもともに増額だったと御参照願います。審査状況は、開催回数が111回、件数は3,505件、介護認定審査会は、医療、保健、福祉の各分野の専門家が5名体制による8合議体で審査し、2次判定を行う委員への報酬、費用弁償及び職員の人件費が主なものでございます。

次に、3番目ですが障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算、これについては歳入歳出決算とも多少の減額、対比ですね、減になってございます。審査状況は、開催回数が12回、件数が157件。これについても審査会の障害者等への保健、福祉に関する学識経験を有する者5名体制による2合議体で審査し、二次検査を行う委員への報酬及び費用弁償が主なものでございます。

4番目ですが、病院事業会計決算、消費税抜きでございますが、これについても、事業収益、事業費用、純損失でございますので御参照願いたいと思います。医業収支比率が98.3%、前年度が97.4%です。

資本的収支、資本的収入が2億9,880万円。資本的支出が2億9,079万8,986円ということで、公益社団法人地域医療振興協会に管理運営を委託して11年となります。指定管理者において、医療体制の充実、介護、保健予防事業など、地域医療の充実を図り、在宅支援病院として24時間医療体制、在宅患者訪問診療に期待したいと思います。

医療機器等については、指定管理者との協議を図りながら、計画的更新、整備、今後ともさらなる診療充実と健全財政に努めるよう希望いたします。なお、患者への利便性向上に一層努められることはもちろんでございます。

それから、訪問看護ステーション事業会計決算。これらについても前年度比増になってございます。訪問件数が4,375回、月平均365回、前年度比にして3.1%の減となっております。

特に公立黒川病院と連携を図りながら、在宅で生活を保持するため24時間連絡体制及び緊急時訪問看護の体制を維持し、サービス提供に努め順調に推移しているところでございます。

次に、別冊でございますが、黒川地域行政事務組合財政健全化審査意見書について述べたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成27年度黒川地域行政事務組合財政健全化を審査したので、次のとおり意見書を提出いたします。

審査の対象。平成27年度病院事業並びに訪問看護ステーション事業財政の健全化に関する調書。

2ページですが、平成27年度病院事業会計経営健全化審査意見書。

審査の概要。この経営健全化審査は、理事長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果。審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

個別意見及び是正改善を要する事項。資金不足は発生しておらず、特に指摘すべき事項はありませんでした。

平成27年度看護ステーション事業会計経営健全化審査意見書。これも病院と同じく記載したとおりでございます、特に指摘事項はありませんでした。

以上で、あと、表は御参照願いたいと、詳細については御参照願いたいと思います。以上で、審

査意見書について述べましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平渡高志君） 以上で監査委員の決算審査の意見を終わります。

日程第9、認定第1号平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に各担当部署から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） それでは、議案書9ページをお願いいたします。

認定第1号平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お配りしております別冊の各種会計決算書と附属資料で御説明申し上げますので、御準備をお願いいたします。

まず初めに、決算書のほうで説明いたします。決算書をお開き願います。2ページ、3ページとなります。

初めに、一般会計の歳入歳出決算書の歳入でございます。

歳入、予算現額28億4,796万4,000円に対しまして、調定額28億5,161万3,210円、収入済み額26億4,552万6,210円でございます。収入未済額は2億608万7,000円ございました。

続きまして、次のページ、4ページ、5ページをお開き願います。

歳出でございます。歳出につきましては、予算現額28億4,796万4,000円に対しまして、支出済み額は21億2,665万7,738円、翌年度繰越額7億184万円となりました。したがって、下をござんいただきます。歳入歳出差引残高は5億1,886万8,472円となりました。

同じく決算書の40ページをお開き願います。

40ページでございますが、平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。1,000円単位の記載となっております。

3の歳入歳出差引額5億1,886万8,000円のうち、4に記載されておりますが、翌年度へ繰り越すべき財源としまして（2）繰越明許費繰越額が4億8,289万9,000円、（3）の事故繰越額でございますが1,285万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源につきましては合計4億9,575万3,000円であります。実質収支は2,311万5,000円となりまして、地方自治法の規定により基金へ繰り入れする額を1,300万円とするものでございます。

それでは、次に別冊の決算附属資料につきまして報告申し上げます。

決算附属資料1ページを願いたします。

決算附属資料1ページでございますが、地方自治法第233条第5項の規定により、27年度の主要な施策の成果を御報告申し上げます。

組合では厳しい財政状況の中、「住民の安全・安心を守り住民福祉の向上に努める」ことを念頭に置きながら、各種施設及び車両の延命化を図るため効率的・効果的な施設整備や維持管理に努め、事業内容を検証しながら進めたところです。

そのような中、昨年9月には関東・東北豪雨による想定を超える記録的な大雨により、組合事務所、消防本部、公立黒川病院においては床上浸水で貴重な財産を失う事態となり、さらに住民の皆様には消防本部及び病院で一部機能が停止するなどの御迷惑や御心配をおかけいたしました。災害復旧費として、車両及び建物の復旧費を計上し、速やかに原状復帰に努めたところでございます。また、この水害により発生した災害廃棄物の処理についても、仙台市様、宮城東部衛生処理組合様の御協力のもと、年度内に適切に処理を完了いたしました。

平成27年度に着工したごみ処理施設整備事業については、計画どおりに初年度分として実施設計と建設地の造成工事を進め、27年度分出来高を支払いまして、未着手部分は明許繰越といたしました。

消防部門においては、南部地域消防力強化を図るため、救急隊の増隊配置に向け職員定数を改正いたしました。また、消防施設については、水槽付ポンプ自動車を更新するなど、計画的に事務事業に当たりました。

次に、(1)歳入歳出決算の状況、表1にあらわしてございます。

歳入総額は26億4,552万6,000円、前年度と比較して6億3,066万円の増。歳出総額は21億2,665万8,000円で、前年度と比較して1億6,141万7,000円の増となりました。

歳入歳出差引決算額は5億1,886万8,000円で、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源については4億9,575万3,000円で、これは衛生費ごみ処理費建設工事において、進捗率分の1億2,328万2,000円を支出いたしまして、残額4億8,289万9,000円を明許繰越としたものです。事故繰越の繰越額につきましては、消防費で消防車両の配置がえによる通信機器改修業務委託料599万4,000円、災害復旧費におきましては、水没した搬送車の更新628万5,000円、同じく消防搬送車の更新に係る通信機器移設事業57万5,000円を翌年度に繰り越したものです。実質収支額は2,311万5,000円で、そのうち1,300万円を地方自治法の規定により財政調整基金に繰り入れいたしましたところです。

次に、(2)の歳入決算の状況、これは表2に示しております。歳入決算額26億4,552万6,000円につきましても、歳入のほとんどであります町村負担金が23億3,287万3,000円、構成比といたしまして88.2%でございます。各町村の負担内訳につきましても、大和町9億9,088万6,000円、42.5%。大郷町3億9,805万5,000円、17.1%。富谷町6億503万9,000円、25.9%。大衡村3億3,889万3,000円、14.5%となっております。ごみ処理施設建設工事の着手が大きく影響し、前年度に比較しまして4億5,560万7,000円の増となりました。

次のページ、お願いいたします。

繰入金につきましては、6,732万5,000円を財政調整基金から繰り入れしております。

国庫支出金については、循環型社会形成推進交付金として2,680万9,000円、水害による廃棄物処理の補助金といたしまして1,743万6,000円など、合わせて4,455万6,000円でございます。ごみ処理施設建設工事に係る循環型社会形成推進交付金の交付決定額を歳入調定したのですが、年度の事業計画額に対し事業実績に応じ交付されることから、27年度において2億608万7,000円が歳入未済となっております。

その他、自主財源である使用料及び手数料は1,448万円で、前年度に比較いたしまして28万円2,000円の減となりました。諸収入につきましては高速道路救急支弁金426万1,000円で、13万2,000円の増となっております。雑入の再資源物売払代と再商品化配分金、合わせて1,206万4,000円、前年度より291万7,000円の減となりました。

また、水害により被災した組合事務所の車両2台、保健衛生総務費で管理しております車両2台、消防車両4台、計8台2,077万1,000円が町村会加入の車両共済金として歳入となったものです。この水害により発生した災害廃棄物処理にかかる経費といたしまして、関係町村の搬入実績に応じた特別負担金1,747万円となったところでございます。内訳といたしましては、大和町1,700万1,000円、97.5%です。大郷町30万3,000円、1.74%。大衡村13万3,000円、0.76%の量が災害廃棄物の処理の量となっております。

次に、(3)歳出決算でございます。

性質別歳出決算の状況、表3、8ページに表しております。

義務的経費が13億164万9,000円と全体の61.2%を占めており、その内訳は人件費11億4,275万8,000円、構成比で53.7%となっております。扶助費1,398万円、公債費1億4,491万1,000円、これにつきましては、埋立処分用地整備事業費が完了したことによりまして前年度より4,126万3,000円の減となっております。なお、公債費の件数につきましては、衛生債3件、消防債10件でございます。

す。

次に、投資的経費は4億3,501万6,000円で、前年度と比較しまして88.5%の増となりました。内訳として、普通建設事業費が3億4,360万4,000円。各施設の整備、補修、改修工事と指令車、水槽付消防ポンプ自動車及び自動心マッサージ機の購入でございます。また、災害復旧費は、事務所におきましては事務連絡車の更新、パソコン、電話機器の復旧を初め、消防車両の購入、浸水部分の補修等を実施したもので9,141万2,000円となっております。

物件費につきましては、3億3,185万3,000円で、前年度より2,367万2,000円の減となりました。

積立金は、3,795万2,000円の予算積み立てと運用利子4万円の積み立てで、合計3,799万2,000円を積み立てしたところです。

次のページ、3ページにまいりまして、目的別歳出決算の状況でございます。表4に明示しております。

まず、総務部門でございますが、総務費においては前年度と比較して1,874万7,000円の増となりましたが、財政調整基金積立金の増及びサーバー関連機器の賃借によるものでございます。

次に、衛生部門でございますが、それぞれの施設設備について定期的補修を実施することにより、機能維持と延命化に努めました。

黒川浄斎場については、火葬件数が682件で、施設管理業務委託による管理体制の充実を図るとともに、計画的な施設整備の補修を実施しました。

環境衛生センターにつきましては、搬入総量1万5,089キロリットルで、前年度に比較しますと114キロリットルの減となりました。搬入内訳としては、し尿が5,926キロリットル、前年度対比47キロリットルの増となっておりますが、浄化槽汚泥が9,163キロリットルで、前年度と比較し161キロリットルの減となっております。計画的に設備の補修を実施し、公害のない安全で効率的な施設運営を図りました。

次に、環境管理センターにつきましては、ごみ搬入総量1万6,953トンで、昨年と比較すると1,782トンの増となりました。これは、昨年関東・東北豪雨による大量の災害ごみ1,313トンが搬入されたことによるものです。このような状況の中、ダイオキシン類測定を初めとする施設機能を把握するとともに、計画的な改修整備工事を実施いたしまして公害のない安全で効率的な施設管理運営に努めました。また、納品時期の遅延によりまして、前年度より繰り越しいたしましたバルブの部品と灰出し運搬車につきましては、期限内に納品され順調に運用されております。

次に、ごみ焼却施設整備事業につきましては、平成30年4月運用開始を目標に事務事業を進めま

した。平成27年度においては、実施設計と土木建設工事に係る造成工事及び機械設備工事における燃焼設備の火格子の工場製作を実施いたしました。また、地権者死去により相続事務に遅延が生じ、前年度から繰り越した土地の購入と立木の補償につきましては、年度内に登記事務が完了いたしました。

最終処分場については、埋め立て開始から15年を経過し、埋立地容積9万立方メートルに対して埋め立て累計4万6立方メートルとなり、埋め立て率44.5%となっております。将来的にも延命化が期待される状況にあります。また、最終処分場維持管理基準に基づく施設管理を実施するとともに、計画的な補修を行い安全で安定的な運営管理に努めました。

○議長（平渡高志君） まだありますよね（「あります」の声あり）これより昼の休憩に入ります。

会議の再開は午後1時からとなります。

午後 0時01分 休憩

午後13時00分 再開

○議長（平渡高志君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） それでは、引き続き施策について報告いたします。

4ページをお願いいたします。

消防部門については、計画的な施設整備において黒川消防署富谷出張所の北側入口側溝の改修工事を行い、施設の維持を図りました。車両の整備においては、26年間運用した水槽付ポンプ自動車の更新を行い大衡出張所に配備し、大衡出張所配備の化学消防ポンプ自動車を本署へ配置がえを行い、災害対応の充実を図ったところです。施設管理においては平成25年3月に完成した消防指令センター及び消防救急デジタル無線施設の保守点検を委託し、機器の故障時等の対応、リモートメンテナンスによるソフトウェアの改善等を図り、正常な機能維持に努めました。

第66回宮城県消防大会の開催を担当し、大和町まほろばホールを会場に地域住民に対する消防防災思想の普及啓発と、消防団活動の活性化等を推進し、地域に密着した防災機関の要として安全・安心の確保と、郷土の復興に一致団結して邁進すること、関係機関相互の協力体制の強化と防災思想の普及を図りました。

職員育成については、消防に関する基礎知識、技能の習得並びに防火・防災及び特殊災害に対応するための知識及び技能の習得のため、消防学校及び各種研修会へ派遣し、災害対応能力の向上に

努めました。また、火災予防に関する高度な知識及び技術を有する予防技術資格者を計画的、積極的に養成しました。

大型企業とその関連企業の進出に伴い、事前情報の収集や対応に努め、土地開発行為等に伴う消防水利の指導、建物の消防動員に伴う消防用設備等設置指導及び危険物施設許認可業務等の事務を円滑に処理しました。

火災予防では、防火・防災管理体制の強化や住民に対してさらなる住宅用火災警報器の設置について積極的に推進するとともに、地域自主防災組織や婦人防火クラブを初め、各種団体の研修会、訓練指導を通じて防火・防災意識の高揚を図りました。

救急につきましては、救急隊4隊の運用及び仙台・黒川地域メディカルコントロール体制の充実、より高度化が求められている救急業務に対応するための救急救命士の養成、さらには気管挿管、薬剤投与、ブドウ糖溶液等認定に係る救急救命士の講習や、その他各種研修を計画的に実施いたしました。また、住民等に対して、救命処置及び救命支援の大切さについて普及啓発を図るため、AEDを含む普通救命講習会及び上級救命講習会を開催して、修了者が1世帯に1人を目標に積極的に推進したところでございます。

次に、教育部門の適応指導教室「黒川けやき教室」においては、指導員2名を配置し、通所児童生徒に対し学校復帰への支援に当たってきました。今年度は8人の通所生がおり、うち4人が受験生で高校へ入学しております。

視聴覚教材センターにおきましては、組合発行広報誌において機材等のPRをし、地域・各団体等への利用促進に努めました。

小・中学校結核対策委員会については、「検討の必要性が生じた場合」に開催するものとしており、平成27年度においては必要とせず、委員会は開催しておりません。各学校における結核検診の実施状況及び学校医による内科検診結果を、郡内教育委員会に通知しております。

次に、災害復旧費につきましては、東北豪雨で被災したことにより、車両更新等早急に復旧を図りました。総務においては、事務所エアコン室外機の修繕を初め、パソコンの購入、公用車を更新しました。

衛生総務費においては、事務連絡車2台を更新いたしました。

ごみ処理施設においては、水害により発生しました災害の廃棄物を、仙台市、宮城東部衛生処理組合さんの御協力をいただき、年度内に適切に処理を完了いたしました。

最終処分場につきましては、崩落した搬入路ののり面の復旧を実施いたしました。

消防費につきましては、本部庁舎の待機室、仮眠室、食堂の改修工事を行い、給湯及び空調設備等の修繕を実施し、施設の復旧を図りました。また、水没した公用車4台の整備につきましては、高規格救急自動車、指令車、連絡車について更新し、搬送車につきましては納入時期が遅延することにより事故繰越といたしましたが、本年7月には配備を完了しております。

教育費の災害復旧費につきましては、視聴覚教材が被災し使用不能となりましたことから、最低限の機材を更新、整備し、貸し出しを行っております。

以上、総括的な説明をさせていただきました。詳細につきましては担当課より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 財政課主幹明石良孝君。

○財政課主幹（明石良孝君） それでは、平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計の歳入決算について御説明申し上げます。

決算書10、11ページ、各種会計決算附属資料12ページをお開きください。

決算書の1款分担金及び負担金1項負担金町村負担金の収入済額は23億3,287万3,000円であります。町村ごとの収入済額については、大和町負担金が9億9,088万6,000円、大郷町負担金が3億9,805万5,000円、富谷町負担金が6億503万9,000円、大衡村負担金が3億3,889万3,000円となっております。事務事業ごとの金額は備考に記載のとおりとなっております。町村負担金につきましては、組合格約に基づきまして事務事業ごとの負担割合により関係町村に御負担いただいているものであります。

決算附属資料12ページをごらんください。

(1) - 1 分担金及び負担金は、各事務事業の町村負担金を一覧にまとめたものでございます。昨年度と比較しまして24.3%、4億5,560万7,000円の増となっております。主な要因といたしましては、平成27年度から3カ年事業で推進しておりますごみ焼却施設建設事業によるものが主な要因となっております。中段の各町村の負担率では、負担割合に基づき小数点以下5位までを求めた負担率をお示ししております。

また、13ページ、(1) - 2は町村負担金のうち震災復興特別交付税分をお示したものであります。

続きまして(1) - 3は、昨年の関東・東北豪雨災害により発生しました災害廃棄物の処理に係る特別負担金1,743万7,000円の、町村ごとの内訳となっております。こちらは、搬入実績の比率により御負担いただいたものであります。

それでは、決算書にお戻りください。

2 款使用料及び手数料ですが、収入済額が1,447万9,739円であります。内訳といたしましては、1 項使用料 1 目衛生使用料は斎場使用料で686万9,000円となっております。

決算附属資料14ページをお開きください。

(2) 使用料及び手数料、①斎場使用料、こちらにつきましては黒川浄斎場の使用実績をまとめたものであります。使用件数合計につきましては682件となっております。

それではまた決算書にお戻りください。

一番下段になりますが、2 目総務使用料は、組合が所有しております各施設敷地内の電力柱占有による土地使用料 1 万3,126円と、自動販売機設置による施設使用料35万2,023円で、収入済額が36万5,239円であります。

続きまして、12、13ページをお開きください。

2 項手数料 1 目衛生手数料は、規定に基づいたし尿及び浄化槽汚泥処分手数料453万6,000円と、一般廃棄物処理料及び浄化槽清掃業の許可申請手数料 4 万円で、収入済額が457万6,000円となっております。

決算附属資料の14ページをごらんください。

②の一般廃棄物処理料、こちらは環境衛生センターに搬入されましたし尿及び汚泥の実績となっております。合計で 1 万5,089キロリットル処理されております。

それではまた決算書にお戻りください。

2 目消防手数料の収入済額は266万9,500円で、政令規定による消防危険物許可申請手数料の収入であります。

決算附属資料14ページにまたお戻りいただきまして、③の消防危険物施設許可認可件数のところをごらんください。危険物施設の許可申請手数料が184件で259万500円。火薬類の消費許可申請手数料が10件で 7 万9,000円でありました。

決算書にお戻りください。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 目衛生費国庫補助金ですが、収入済額が4,455万6,040円あります。こちらにつきましては、資源循環型社会形成交付金が調定額 2 億3,289万6,000円に対し、収入済額が2,680万9,000円となり、2 億608万7,000円が収入未済額となっております。この交付金は、ごみ焼却施設建設工事、平成27年度から29年度の 3 カ年事業の初年度の交付金であります。また、27年度につきましては、予定の出来高に達しなかったため 2 億608万7,000円は収入未済額となり、

明許繰越しております。

続きまして、災害等廃棄物処理事業国庫補助金1,743万6,000円については、昨年の関東・東北豪雨災害で発生した災害廃棄物処理にかかる補助金であります。

続きまして、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金31万1,040円ですが、こちらは震災に関する補助事業として焼却灰の放射性セシウム測定量を補助されたものであります。

続きまして、4款県支出金1項県委託金1目消防費県委託金につきましては、宮城県からの移譲事務交付金で、収入済額が6万3,688円となっております。

次に、5款財産収入ですが、1項財産運用収入1目財産貸付収入は、旧衛生処理場跡地の電話電力柱の占有料で1万4,700円。2目利子及び配当金は財政調整基金預金利子5万1,727円を合わせた収入済額が6万6,427円となっております。

続きまして、6款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金ですが、こちらは6,732万5,000円を財政調整基金より繰り入れております。

次に、7款繰越金ですが、こちらは前年度からの繰越金で、平成26年度決算で剰余金処分いたしました2,500万円の残りの額2,462万4,651円が次年度繰越額となっております。事務事業ごとの繰越額は備考の欄のとおりとなっております。

14、15ページをお開きください。

なお、26年度からの繰越事業の財源としまして、ごみ処理費では753万9,000円を明許繰越、111万3,000円を事故繰越しております。ごみ焼却施設整備事業費では203万円を事故繰越しております。

続きまして、諸収入ですが、収入済額が5,943万7,665円となっております。1項1目組合預金利子7万7,961円は、こちらは一般会計等の預金利子であります。2項受託事業収入1目消防費受託事業収入ですが、こちらは高速道路救急業務支弁金で426万1,300円でありました。

決算附属資料15ページをごらんください。

(5)の高速自動車国道における救急業務支弁をごらんください。こちらは、算出根拠となっております。昭和55年12月1日に締結いたしました建設省、消防庁、日本道路公団三者での覚書に基づくものでありまして、救急隊1隊に対する基準額をもとに算出しているものであります。

決算書にお戻りください。

3項1目雑入につきましては、5,509万8,404円の収入済額となっております。主なものについては、団体保険事務取扱手数料95万9,502円、再資源化物売払代894万3,004円、再商品化分配金312万1,063円、昨年の関東・東北豪雨で被災した車両の公有自動車災害共済金としまして2,080万7,640

円、町村負担金の説明でも触れましたが、災害廃棄物特別負担金として1,743万7,000円が主な内容であります。

附属資料15ページをごらんください。

(6) 再資源化売払代及び(7) 再商品化分配金をごらんください。こちらは、環境管理センターにおける再資源化売払代と、再商品化の内訳を記載しております。

それでは、決算書にお戻りください。

9款組合債1項組合債1目衛生債は、一般廃棄物処理事業としてごみ焼却施設建設事業の用地造成のために5,250万円の起債を起しております。

2目消防費、こちらは、水槽付ポンプ自動車更新のために一般事業債3,210万円、施設整備事業債1,750万円、合計4,960万円の起債を起しております。

歳入合計といたしまして28億4,796万4,000円に対しまして、調定額28億5,161万3,210円、収入済額26億4,552万6,210円、収入未済額2億608万7,000円となりました。

以上で、歳入決算の説明を終わります。

次のページからの歳出につきましては、各御担当から御説明いたします。以上となります。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、歳出について御説明いたします。

決算書16ページ、あわせて附属資料16ページをお開き願います。

最初に、1款議会費であります。予算現額253万5,000円に対し、支出済み額が238万4,046円で、15万954円の不用額となっております。

附属資料16ページに整理しておりますとおり、定例会が3回、理事会が3回、おのおの招集され42の案件について御審議をいただきました。また、全員協議会を5回開催していただきまして、表記の件名について御協議をいただきました。これらの議会運営に要した経費を各節から支出しております。

次に、2款総務費であります。総務費総額で予算現額1億4,169万2,000円に対し、支出済み額が1億4,052万3,509円で、116万8,491円の不用額となっております。

総務費のうち1項1目の一般管理費は予算現額1億219万円に対し、支出済み額が1億105万1,042円で、113万8,958円の不用額となっております。一般管理費につきましては、組合事務所の運営に要した経費を各節から支出しておりまして、1節は理事会の報酬、2節、3節、4節が助役、総務課及び財政課に勤務する職員10人に係る人件費を支出しております。

10節の交際費11万円の支出につきましては、組合としての弔意行為に対する支出で、11節需用費298万3,742円の支出につきましては、組合事務所の管理運営に要しました経常的な経費で、事務消耗品、冬期間の燃料代、コピー代の印刷製本費、組合条例等整理しております例規集の追録代、電気料の高熱水費、公用車1台の整備費用を支出したものであります。

次に、12節の役務費106万1,528円の支出につきましては、組合事務所の電話料、郵便料の通信運搬費を初め、職員健康診断料、建物の火災保険料、公用車1台分の保険料を支出しております。

決算書18ページにまいりまして、13節の委託料につきましては、組合各部門をネットワーク化しての各会計システムの運用に係る経費をはじめ、総務費扱いの職員給与電算処理に要しました経費、産業医の委託経費、事務所の警備委託経費など、備考欄に整理の内訳でありまして、委託料として680万4,407円を支出しております。

14節の使用料及び賃借料につきましても、事務所の借り上げを初め、事務機器、各会計システム、例規システムなどの機器にかかる各使用料と賃借料としまして608万2,791円を支出しております。

18節の備品購入費37万5,732円の支出につきましては、OA附属機器の購入と、富谷出張所へパソコンを購入、増設をしたものであります。

19節の負担金補助及び交付金6万3,600円の支出につきましては、職員研修に要した負担金であります。

以上が総務費の1目一般管理費であります。

次に、2目の文書広報費につきましては、年間4回の広報「広域くろかわ」の発行経費としまして115万8,136円を支出しております。3目の財政管理費につきましては、会計年度におけます歳入歳出の清算額と、基金積立金の利子とを合わせまして3,799万2,000円を財政調整基金へ積み立てております。

4目、公平委員会費につきましては、県人事委員会への事務委託経費2万円を支出しております。

以上が総務費の1項総務管理費でございます。

次に、2項監査委員費について御説明申し上げます。

予算現額32万6,000円に対し、支出済み額が30万2,331円で、2万3,669円の不用額となっております。例月の出納検査、定例監査、決算審査と計画どおりに実施していただきました。

なお、説明申し上げました総務費に关します概要を、附属資料の17ページから19ページに整理しておりますのでごらん願います。

以上が、議会費、総務費の決算についての概要でございます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、総務費に続きまして3款民生費につきまして御説明申し上げます。

決算書18、19ページ下段をごらんいただきたいと思います。あわせて、別冊の決算附属資料19ページを御参照お願いいたします。

民生費につきましては、老人ホーム入所判定委員会の運営に要する経費でありまして、予算現額8万円に対し支出済み額7万7,674円で、2,326円の不用額となっております。

決算附属資料19ページ下段に整理してありますとおり、9名の委員で構成する委員会により年3回開催いたしまして、11件の事案について判定をいただきました。これらの判定委員会運営に要した経費を委員謝金初め各節から支出しております。

以上が民生費でございます。

決算書にお戻りいただきまして、決算書20、21ページの中段をごらんいただきたいと思います。衛生費について御説明を申し上げます。

4款衛生費につきましては、火葬場、し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の管理運営に要する経費及びごみ焼却施設整備に要する経費でありまして、衛生費全体で予算現額12億9,468万3,000円に対し、支出済み額5億9,545万5,614円、翌年度繰越額6億8,898万6,000円で、1,024万1,386円の不用額となっております。

次に、衛生費の各経費について御説明いたします。

4款1項1目保健衛生総務費について説明申し上げます。決算附属資料20ページ上段もあわせて御参照をお願いいたします。

保健衛生総務費につきましては、衛生部門の管理運営に要する経費でありまして、予算現額2,733万9,000円に対し、支出済み額2,712万7,296円で、21万1,704円の不用額となっております。2節給料から4節共済費までは、業務課の衛生部門担当職員4名に係る人件費であります。9節旅費及び19節負担金につきましては、廃棄物行政担当者研修1名参加の経費となっております。その他、1節需用費から27節公課費までは、消耗品や公用車管理経費などの経常的経費に支出しております。

続きまして、4款1項2目火葬場費について御説明申し上げます。

決算書の20ページの下段のほうをごらんいただきたいと思います。あわせて決算附属資料20ページの下段も御参照お願いいたします。

火葬場費につきましては、火葬場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額 2,818 万 7,000 円に対し、支出済み額 2,739 万 72 円で、79 万 6,928 円の不用額となっております。火葬場の管理につきましては、平成 26 年度から民間委託しておりますので、人件費の計上はございません。11 節需用費は、火葬用の消耗品、火葬用灯油代、施設電気代、非常用発電機修繕などの運転管理経費でございます。12 節役務費から 13 節までは、電気工作物や地下タンクなどの各種検査経費、火葬等業務委託、庭園管理業務委託、清掃業務委託等の各種業務の委託経費に支出しております。

ページをめくっていただきまして、22、23 ページをごらんいただきたいと思います。

14 節使用料及び賃借料は、空調設備等の賃借経費でございます。15 節工事請負費は、火葬炉設備修繕工事の計画的な補修経費等でございます。別冊の附属資料 20 ページには、工事内容が記載されておりますのでごらんいただきたいと思います。18 節備品購入費は、ファックス電話機の更新経費に支出しております。19 節は、黒川地区危険物安全協会と防火管理協議会の負担金に支出しております。

次に、4 款 2 項 1 目し尿処理費について説明申し上げます。

決算書の 22 ページの中段をごらんいただきたいと思います。あわせて、決算附属資料につきましては 21 ページから 22 ページを御参照いただきたいと思います。

し尿処理費につきましては、し尿処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額 6,054 万 3,000 円に対し、支出済み額 5,970 万 3,705 円で、83 万 9,295 円の不用額となっております。し尿処理施設の管理につきましては、平成 23 年度から民間委託しておりますので、火葬場費と同様に人件費の計上はございません。11 節需用費は、機械設備消耗品、汚泥焼却用 A 重油代、施設電気代、し尿処理用薬品代等の運転管理経費。12 節は汚泥焼却炉のばい煙測定やダイオキシンの検査及びし尿・汚泥の放射能セシウム等の公害防止のための各種検査経費であります。

別紙決算附属資料 21 ページの手数料の成果の欄をごらんいただきたいと思います。こちらのほうには、各種検査結果、こちらが記載されております。適正に管理されておりますので、御参照いただきたいと思います。

決算書にお戻りいただきまして、13 節は、し尿処理施設管理委託業務等の委託経費であります。15 節工事請負費は、汚泥脱水機整備工事やし尿処理施設整備工事などの補修経費、18 節備品購入費は、水質検査器具やエアコンなどの更新経費、その他は公用車管理経費などの経常的な経費に支出しております。

次に、22 ページの下段をごらんいただきたいと思います。

4款2項2目ごみ処理費について説明申し上げます。あわせて、決算附属資料23ページから27ページをごらんいただきたいと思います。

ごみ処理費につきましては、各種ごみ処理施設の管理運営に要する経費でありまして、予算現額3億2,751万4,000円に対し、支出済み額3億2,277万7,044円で、473万6,956円の不用額となっております。2節給料から、次のページ7節まではごみ処理施設に勤務する職員13人に係る人件費と、手選別等の臨時職員10人に係る賃金に支出してございます。9節旅費につきましては、廃棄物処理施設の技術管理者1名受講の経費であります。11節需用費は、各機械設備消耗品の購入代、ごみ焼却用A重油代、施設電気代、ごみ焼却処理用薬品代、各修繕料の運転管理経費でございます。12節は、ごみ焼却施設のばい煙やダイオキシン検査等の公害防止のための各種検査経費であります。

決算附属資料24ページから25ページの手数料の成果の欄をごらんいただきたいと思います。各種検査結果が記載されておりまして、し尿処理施設と同様、適正に維持管理されておりますので御参照いただきたいと思います。

決算書にお戻りいただきまして、13節は、瓶やペットボトル等の再商品化業務委託、焼却施設の点検・清掃業務委託などの各種業務委託経費であります。14節はコピー機リース等の賃借経費、15節は、ごみ焼却施設整備工事、粗大ごみ処理施設整備工事などの計画的な補修経費であります。工事内容につきましては、決算附属資料26ページから27ページに記載されておりますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

決算書にお戻りいただきまして、18節備品購入費、これにつきましては、計量器、無停電電源装置等の更新経費及び昨年度繰越明許しました灰出し運搬車の更新経費に支出したものでございます。

ページをめくっていただきまして、19節から27節までは、環境管理センター周辺対策協議会負担金等で、その他は公用車管理経費などの経常的経費に支出したものであります。

次に、4款2項3目ごみ焼却施設整備事業費について説明を申し上げます。

決算書の中段をごらんいただきたいと思います。あわせて、決算附属資料27ページから28ページを御参照いただきたいと思います。

ごみ焼却施設整備事業費につきましては、ごみ焼却施設建設の事業推進に要する経費でありまして、予算現額8億2,414万1,000円に対し、支出済み額1億3,374万1,500円、繰越明許費6億8,898万6,000円で、141万3,500円の不用額となっております。9節旅費につきましては、土地購入

契約事務に係る旅費と、ごみ焼却炉燃焼装置の工場検査に要した経費であります。13 節委託料につきましては、工事施工管理の業務委託に要した経費であります。

年度ごとの事業内訳につきましては、決算附属資料 27 ページの下段に整理してありますので御参照をお願いしたいと思います。

決算書にお戻りいただきまして、15 節工事請負費につきましては、初年度分の出来高としまして詳細な実施設計と、建設地の造成及び焼却炉の火格子製作に係る経費に 1 億 2,328 万 2,000 円を支出しましたが、未着手部分につきましては繰越明許としたものでございます。

年度ごとの事業内訳につきましては、決算附属資料 28 ページ上段に整理しておりますので、そちらのほうを御参照いただきたいと思います。

決算書に戻っていただきまして、17 節、22 節につきましては、ごみ焼却施設建設に伴う搬入路の用地買収と立木補償に係る経費に支出したものであります。

次に、4 款 2 項 3 目最終処分場費について御説明を申し上げます。

決算書の 26 ページの下段になります。あわせて、決算附属資料 28 ページから 30 ページを御参照いただきたいと思います。

最終処分場費につきましては、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費でありまして、予算現額 2,695 万 9,000 円に対し、支出済み額 2,471 万 5,997 円で、224 万 303 円の不用額となっております。11 節需用費は、水中ポンプ購入代、車両用燃料代、施設電気代、浸出水処理用薬品代等の運転管理経費。12 節は、地下水ダイオキシン水質検査等の公害防止のための各種検査経費であります。

別紙、決算附属資料 29 ページの水質検査業務の成果の欄をごらんいただきたいと思います。こちらには、各種検査結果が記載されておりますので御参照いただきたいと思います。

決算書にお戻りいただきまして、13 節委託料は、最終処分場施設維持管理業務委託を初めとする各種業務委託経費であります。15 節工事請負費は、砂ろ過・活性炭入替及び処理槽清掃などの補修経費であります。18 節備品購入費は、水槽車の更新経費に支出しております。その他は公用車管理経費などの経常的な経費に支出しております。

以上が衛生費でございます。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、5 款消防費の歳出について御説明をさせていただきます。

決算書 26 ページ下段、あわせまして決算附属資料 31 ページをお開き願います。

消防費全体で予算現額 11 億 5,035 万 9,000 円に対し、支出済み額 11 億 3,751 万 8,327 円となっております。684 万 6,673 円の不用額となっております。

それでは、1 日常備消防費について御説明いたします。常備消防予算現額は 10 億 2,719 万 1,000 円に対しまして、支出済み額が 10 億 2,147 万 290 円で、572 万 710 円の不用額となっております。

決算書 28 ページをごらんいただきます。常備消防費につきましては、消防本部の運営に要した経費を各節から支出しておりまして、2 節、3 節、4 節が消防長以下職員 135 人分の人件費を支出しております。次に、8 節報償費の支出につきましては、毎年 9 月 9 日の救急の日に合わせて、防火ポスターコンクールを開催いたし、特選・入選等あるいは参加賞等の賞品代として支出しております。次に、9 節旅費であります。附属資料 31 ページに整理してございます普通旅費につきましては、主に全国消防長会東北支部事業の講習会・研修会等の出張などによる 11 件、延べ人員 22 人、延べ日数 40 日間に伴うもの、そのほか、職員の勤務調整などによる車賃に支出しております。特別旅費につきましては、救急救命士養成に伴う救急救命東京研修所研修及び宮城県消防学校の年次研修計画に基づく入校旅費等などでありまして 13 件、延べ人員 26 人、延べ日数 2,218 日間に伴うものであります。旅費の支出総額は 337 万 8,603 円となっております。続きまして、10 節交際費の 1 万 5,000 につきましては、消防長の慶弔関係に支出したものでございます。次に、11 節需用費 3,540 万 4,453 円の支出につきましては、庁舎管理費及び総務、警防、救急、救助、予防関係の消耗品、被服費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料などであります。

初めに、庁舎管理費から説明いたします。決算附属資料 31 ページもあわせてごらんいただきます。

修繕料の主なものとしましては、富谷出張所の自動ドア修繕、大衡出張所のヘリポート舗装修繕と、富谷出張所のエアコン修繕及び富谷出張所の給湯器修繕等であります。

次に、総務管理費でございます。消耗品につきましては、被服費、パソコンプリンタートナー、コピー用紙等の事務用消耗品、清掃品、図書費、図書追録代などあります。被服費の主なものとしましては、平成 28 年度採用者被服貸与品一式 7 人分、その防火衣の上着 10 着、ズボン 20 本、救急隊服 9 人分、救急隊服 6 人分並びに防寒服 30 着などを更新により購入し貸与しております。燃料費につきましては、L P ガス代 74 万 781 円、灯油代 151 万 4,374 円で、合計 225 万 5,155 円を支出しております。光熱水費につきましては、水道料 189 万 7,344 円、電気料 732 万 8,848 円で、合計 922 万 6,192 円を支出しております。

続いて、附属資料の 32 ページをごらんいただきます。

警防管理費、消耗品費につきましては、主なものとして、消防用ホース、油火災用の消火薬剤・処理剤の購入であります。印刷製本費は、火災調査の写真現像料でございます。修繕料といたしましては、簡易救助器具、コンビツールというもののなのですが、の修理及び林野火災用の三角水槽などの修理等でございます。

続きまして、警防救急費につきましては、主に救命処置に必要な消耗品及び感染防止用の消耗品などの購入であります。印刷製本費は、救急記録票、救命講習修了証等の作成でございます。薬品費につきましては、救急救命士の救命行為用の薬品、エピネフリン及び輸液製剤、ブドウ糖溶液、生理食塩水などです。並びに感染防止用薬品、消毒用エタノールの購入でございます。

次に、警防救助費の消耗品については、主に救助活動上必要な救助用ロープ等の購入であります。修繕料につきましては、空気呼吸器、空気ボンベ等の資機材修理でございます。

続いて、予防管理費につきましては、主に幼年消防クラブ育成及び訓練指導用品の購入であります。印刷製本費については、火災予防運動ポスターの製作、予防査察結果通知書等の印刷費でございます。

次に、12節役務費であります。附属資料33ページ中段をごらんください。通信運搬費につきましては、電話料及び指令回線等の使用料であります。841万4,633円を支出しております。各種手数料といたしましては、自家用電気工作物保守管理業務費、自動ドア保守点検料、パワーコンプレッサー、空気呼吸器点検料、空気酸素ボンベ検査料などがあります。健康診断料につきましては、年2回実施の職員健康診断料でございます。役務費の支出総額は1,484万1,605円となっております。

次に、13節委託料であります。決算附属資料34ページをごらんください。これにつきましては、給与計算電算委託料、事業系一般廃棄物処理業務委託料、それから救急救命士が救命処置を行うための仙台オープン病院、仙台市立病院等のメディカルコントロール病院からの指示・指導・助言及び救命処置等の事後検証委託及び救命士病院研修の委託料となっております。166万3,000円の支出となっております。委託料の支出総額は292万9,672円となっております。

次に、14節使用料及び賃借料であります。決算書30ページ、附属資料34ページをごらんください。これにつきましては、本署印刷機及び本署・3出張所当務者用寝具の借り上げ料であります。使用料及び賃借料の支出総額は259万4,304円となっております。

次に、15節工事請負費であります。附属資料34ページ中段をあわせてごらんください。この工事につきましては、富谷出張所の出入り口側溝が長年の大型車両の通過により傷んだため、側溝

を改修するとともに、歩行者を死角としている入口西側門を撤去して歩行者の安全を確保するために実施しました。工事請負費の支出総額は270万円となっております。

次に、16節の原材料費の支出につきましては、訓練施設維持管理用原材料の購入に支出したものであります。

次に、18節備品購入費であります。附属資料34ページ中段をごらんください。庁用器具費としては、本署仮眠室の老朽化したベッド、大衡出張所会議室椅子、富谷出張所に事務用机3台新規と椅子7脚などの更新でございます。機械器具費といたしましては、警防・救急・救助用備品といたしまして、自動心マッサージ機、空気呼吸器及び空気呼吸器用ボンベ、化学防護服、水難救助用ウェットスーツなどの更新でございます。備品購入費の総額は865万6,372円となっております。

次に、19節負担金補助及び交付金であります。あわせて、附属資料34ページ下段をごらんください。これにつきましては、宮城県消防学校5名、消防大学校、救急救命研修所2名の研修負担金及び各種受講負担金並びに黒川地区少年婦人防火委員会の外郭団体への補助金や全国消防長会等の各種団体の会費などです。負担金補助及び交付金の支出総額は749万1,580円となっております。

以上が1目の常備消防費であります。

続きまして、2目の消防施設費を御説明いたします。引き続き、30ページ、31ページをごらんください。

予算総額1億2,316万8,000円で、支出済み額が1億1,604万8,037円で、不用額は112万5,963円となっております。

消防施設費であります。これは消防車両等及び消防通信施設に要する経費であります。

それでは、節ごとに御説明申し上げます。

初めに、11節需用費1,425万9,831円の支出につきましては、車両、通信指令室関係の消耗品、車両の燃料及び車両通信機器設備関係の修繕料などです。決算附属資料35ページをあわせてごらんいただきます。

初めに、消耗品費につきましては、夏用タイヤ6台分、冬用タイヤ5台分の更新及びその他車両の安全・維持管理上必要な機械・消耗品となっております。燃料費538万3,946円の支出につきましては、消防車両27台、内訳ガソリン車13台、ディーゼル車14台の燃料代として支出しております。次に、車両整備修繕料につきましては、車検整備10台分、定期点検整備並びに消防ポンプ自動車及び救急自動車等の故障修理などに要した経費として660万5,365円を支出しております。

通信機器設備修繕料 60 万 4,800 円につきましては、指令システム及び携帯無線機のバッテリー交換、あと、その他の修理に支出しております。

次に、12 節役務費 199 万 4,760 円につきましては、各種手数料につきましては、車両通信機器の移設に伴う手数料、車検対象車の車検手数料であります。自動車損害保険料 101 万 3,260 円につきましては、自賠責保険料及び自動車損害共済分担金で 27 台分の保険料であります。

次に、13 節の委託料 3,758 万 1,198 円の支出につきましては、消防無線の基地局定期検査業務委託料及び消防専用無線電話装置と消防緊急通信指令装置の保守点検業務委託料となっております。

事故繰越 599 万 4,000 円につきましては、通信指令室の指令装置のプログラム変更に関する作業委託料でありまして、水没車両 4 台の更新のうち 1 台の納期が 28 年度になった関係で事故繰越としたものです。

次に、決算書 32 ページにまいりまして、18 節備品購入費であります。これにつきましては、平成 3 年式の消防指令車と平成元年式の水槽付消防ポンプ自動車の更新及び署活系携帯無線機 7 台の増強と、支援情報端末装置を富谷出張所に増設したものでありまして、支出総額は 6,150 万 6,648 円でございます。

次に、27 節公課費であります。平成 27 年度に自動車車検の対象となった 10 台分の自動車重量税であります。公課費の支出総額は 70 万 5,600 円となっております。

以上が、2 目消防施設費であります。

以上で、消防部門の決算概要について説明を終わらせていただきます。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩に入ります。

会議の再開は 14 時 10 分といたします。よろしく申し上げます。

午後 2 時 0 0 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 引き続きまして、6 款教育費について御説明申し上げます。

決算書はそのまま 32 ページ、33 ページ、附属資料につきましては 36 ページから願いたいします。

教育費総額で予算現額 1,463 万 8,000 円に対し、支出済み額が 1,437 万 5,376 円で、26 万 2,624 円の不用額となっております。

それでは、教育費のうち1項1目教育委員会費は、予算現額943万9,000円に対し支出済み額が941万1,312円で、2万7,688円の不用額となっています。

教育委員会に要しました経費といたしまして、1節の教育委員報酬を初め2節から3節、4節までが職員の人件費が主なものでございます。18節備品購入費につきましては、制度改正により名称が変更になったため公印を更新したものです。19節に負担金補助及び交付金といたしまして、黒川郡教育委員会連絡協議会の負担金といたしまして4,500円を支出しております。

下部の2項1目社会教育総務費、こちらは視聴覚教材センターに係る経費で予算現額13万3,000円に対し、支出済み額が12万3,841円で、9,159円の不用額となっております。主なもので18節の備品購入費10万6,812円につきましては、教材としてDVDの購入に要した経費となります。

3項1目適応指導教室費でございますが、予算現額499万5,000円に対し、支出済み額が483万9,977円で15万5,023円の不用額となっております。けやき教室の運営に要しました経費で、2名の指導員の賃金が主なものでございます。8節の報償費につきましては、講演会の講師謝礼として支払ったものです。9節の旅費につきましては、費用弁償と普通旅費がありますが、費用弁償につきましてはボランティア、27年度は2名のボランティアに支払ったものでございます。普通旅費は指導員の車の借り上げの旅費となります。

続いて、34、35ページごらん願います。

11節の需用費は、消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費ですが、食糧費につきましては保護者の方々の面談等に出したお茶代として支出したものでございます。消耗品につきましては、教材や教科書を購入したものでございます。12節の役務費、こちらは通信運搬費、それから職員の健康診断、ボランティアの保険料となっております。13節の委託料につきましては、一般廃棄物回収業務委託料として支出したものです。14節の使用料及び賃借料につきましては、コピー機の賃借料、テレビ受信料として支出しております。18節の備品購入費につきましては、けやき教室で使用する機材購入として8万3,030円を支出しております。

4項1目結核対策委員会費ですが、現計予算7万1,000円に対して支出済み額が246円ということで、不用額が7万754円となっております。これは、平成26年度より結核対策委員会につきましては検討の必要性が生じた場合のみの開催となりましたので、結果的に全児童生徒問題なしということになりましたので、各町村教育委員会からの最終的な報告をまとめて町村に報告したときの郵便料ということになっております。なお、説明申し上げました教育費に関する概要を附属資料の36ページ、37ページに整理しておりますので御参照願います。視聴覚教材利用状況につきまして

は、年間DVD教材として17本、観客数806人、視聴覚機材利用状況につきましては、学校教材として3台、社会教材として延べ83台貸し出しをしております。昨年9月の大雨のため一時期貸し出し業務がストップしていましたが、2月に復活しております。

37ページ、適応指導教室に係る概要ですが、開所日数が197日、通所児童・生徒数が8人、相談件数が246件ありました。通所児童・生徒の内訳につきましては、成果の欄のとおり小学2年生から中学3年生まででありまして、中学3年生4名につきましては高校入学を果たしております。

以上で6款教育費の説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 財政課主幹明石良孝君。

○財政課主幹（明石良孝君） それでは、7款公債費及び8款予備費について御説明を申し上げます。

決算書の、引き続き34ページ、35ページをお開きください。決算附属資料につきましては43ページをお開きください。

それでは、7款公債費の支出済み額は1億4,491万768円でございます。

1項1目元金につきましては、1億3,946万7,881円で、衛生債3件と消防債10件の元金償還額でございます。

2目利子につきましては、544万2,887円で、同じく衛生債と消防債の利子償還額でございます。

それでは、決算附属資料43ページをごらんください。こちらにつきましては、公債費の一覧まとめたものとなっております。歳入でも触れましたが平成27年度ではごみ焼却施設建設事業及び水槽付ポンプ自動車購入に係る起債を新たに起こしております。

続きまして、44ページをお開きください。こちらは現在高に対しての償還予定をグラフにあらわしたものであります。

続きまして、また決算書にお戻りください。決算書34ページ、35ページ。

続きまして、8款予備費の御説明をいたします。

予備費につきましては、支出がありませんでしたので10万円が全額不用額となっております。

以上で、公債費、予備費の説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 引き続きまして、9款災害復旧費を御説明いたします。

決算書34ページから37ページにかけて、あわせて附属資料が38ページからごらん願います。

災害復旧費は、平成27年9月関東・東北豪雨で被災したことによるもので、予算現額9,896万

5,000円に対し、支出済み額が9,141万2,424円で、事故繰越が686万円、69万2,576円の不用額となっております。

総務災害復旧費につきましては、予算現額1,022万8,000円に対し、支出済み額が1,020万2,686円で、2万5,314円の不用額となっております。

決算附属資料の38ページに整理しておりますとおり、施設備品等、主にエアコン室外機の修繕、事務所公用車、電話機等並びにパソコン等を更新し、事務所機能の回復を図りました。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） 総務災害復旧費に続きまして、9款2項衛生施設災害復旧費について説明いたします。

決算書36、37ページ中段をごらんいただきたいと思います。

9款2項衛生施設災害復旧費全体で予算現額4,021万6,000円に対し、支出済み額4,016万900円で、5万5,100円の不用額となっております。

次に、科目ごとに御説明いたします。

9款2項1目衛生総務災害復旧費について御説明をいたします。

決算附属資料38ページ下段から、39ページ上段もあわせて御参照をお願いいたします。

衛生総務災害復旧費につきましては、業務課の災害復旧に要した経費でありまして、予算現額318万1,000円に対し、支出済み額312万7,307円で、5万3,693円の不用額となっております。9節旅費につきましては、業務課所有の公用車が被災したため、事務連絡用に職員自家用車を借り上げた経費であります。12節から27節につきましては、事務連絡車2台の購入費と諸経費用、あわせて水没した記録用デジタルカメラの購入費用であります。詳細につきましては、決算附属資料の39ページの上段のほうに載せてございますのでごらんいただきたいと思います。

次に、9款2項2目ごみ処理施設災害復旧費について説明申し上げます。

決算附属資料39ページ下段には、災害ごみの発生量及び近隣自治体への処理料等を整理しておりますので、あわせて御参照をお願いいたします。

ごみ処理施設災害復旧費につきましては、水害により発生した災害廃棄物が環境管理センターの処理能力を超える想定外の発生量であったため、仙台市及び宮城東部衛生処理組合に御協力をいただき処理処分に要した経費でありまして、予算現額3,487万5,000円に対し、支出済み額3,487万3,593円で、1,407円の不用額となっております。

11節需用費につきましては、災害廃棄物積み込み重機の燃料代、13節委託料は仙台市と宮城東

部衛生処理組合への処分経費及び両施設への積み込み運搬経費、14 節につきましては災害廃棄物積み込み重機借り上げ経費に支出しております。

次に、9 款 2 項 3 目最終処分場施設災害復旧費について説明申し上げます。

決算附属資料 40 ページ上段も、あわせてごらんいただきたいと思います。

最終処分場施設災害復旧費につきましては、処分場の搬入路及び埋め立て地搬入路のり面の土砂崩れの復旧に要した経費でありまして、予算現額 216 万円に対し、支出済み額 216 万円の決算でございます。

支出につきましては、15 節工事請負費のみでありまして、今説明しました 2 カ所の災害復旧工事の内容となっております。

衛生災害復旧費についての説明は以上であります。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、3 項 1 目消防施設災害復旧費につきまして御説明いたします。

決算書の 36 ページ下段、決算附属資料は 40 ページ中段からごらんいただきます。

予算総額 4,759 万円に対しまして、支出済み額が 4,011 万 8,310 円で、不用額は 61 万 1,690 円となっております。

それでは、その節ごとに御説明を申し上げます。

初めに、11 節の需用費 442 万 2,798 円の支出につきましては、消耗品として被災により流出及び破損した防火長靴や編み上げ靴などの個人装備などの購入であります。

続きまして、修繕料について主なものを上げますと、被災により水没してしまった空気ボンベ充填装置の修繕、庁舎 1 階に設置していた F F 石油暖房機の修繕、水没した消防車両の無線機等取り外しなどへの支出となっております。

次に、12 節の役務費 164 万 3,117 円の支出につきましては、各種手数料に関する主なものと上げますと、被災した救急車から取り外した無線装置等を仙台市消防局から寄贈された救急車に移設作業、通信機器の配線調査及び動作確認作業、水没した消防車両の輸送費、署待機室復旧工事に伴う署所端末装置移設作業などとなっております。自動車損害保険料につきましては、水没により更新となった車両の自賠責保険料及び自動車共済に係る保険料などとなっております。また、事故繰越の 62 万 5,000 円につきましては、水没したことにより更新することとなりました車両のうち、大郷搬送 1 が納期の関係で 28 年度に事故繰越となったため、納車後に無線装置等を設置することと

なりますことから、その手数料部分を事故繰越としたものです。

次に、15 節の工事請負費であります。決算附属資料のほうは 41 ページとあわせてごらんいただきます。

これにつきましては、水没いたしました黒川消防署 1 階の食堂、待機室、仮眠室等の床や各種設備等の復旧を図り、執務環境を整備したものであります。工事請負費の支出総額は 630 万 4,746 円となっております。

次に、18 節の備品購入費 2,765 万 3,449 円の支出につきましては、決算附属資料 41 ページ、42 ページとあわせてごらんください。

庁用器具費につきましては、水没及び汚損した備品を購入したものであります。

続きまして、公用車購入費ですが、水没により使用できなくなった連絡車、指令車、高規格救急車の 3 台を購入したものです。また、役務費のところでも御説明させていただきましたが、水没車両のうち大郷搬送 1 が納期の関係で契約変更の上、28 年度に事故繰越となったため、公用車購入費として 621 万円を事故繰越としたものです。

次に、27 節の公課費であります。購入した車両 3 台分の自動車重量税として 9 万 4,300 円を支出したものであります。あわせまして、先ほどの事故繰越の車両の自動車重量税として 2 万 5,000 円を事故繰越したものでございます。

以上が、消防施設災害復旧費の決算の概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 決算書 38 ページ、39 ページお開きください。及び決算附属資料 42 ページお願いたします。

9 款 4 項教育委員会災害復旧費でございますけれども、こちらは視聴覚教材センターに置けます機材が水没してしまいまして、こちらの中で過去の貸し出し実績の高いものについて、液晶プロジェクター、スピーカー、DVD プレーヤー、ビデオデッキ等の購入に充てたものでございます。予算額 93 万 1,000 円に対しまして、支出済み額 93 万 528 円、不用額 472 円となっております。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 財政課主幹明石良孝君。

○財政課主幹（明石良孝君） それでは、財産に関する調書について御説明いたします。

決算附属資料 82 ページをお開きください。

1、公有財産につきましては、平成 27 年度中にごみ焼却施設建設地取得に伴い土地 756 平方メー

トルの増となっております。環境管理センターにおいて756平方メートルの増となっております。
続きまして、83ページをお開きください。

2、基金につきましては、前年度末残高2億8万1,000円で、平成27年度中の増減額について433万3,000円の減となりました。年度中の減額内訳につきましては備考の欄にお示ししております。平成28年3月末日の財政調整基金残高は、1億9,574万8,000円となっております。

以上が、平成27年度一般会計の歳入歳出決算の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ございませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 消防費の件なんですけれども、「何ページでしょうか」の声あり）こっこの附属資料の31ページ、救急救命東京研修の旅費が71万7,000円、2人分ですね、これ載っていて、あとさらに34ページに救急救命東京研修所研修2人で342万2,000円と載っていますが、これは旅費と講習と分けているのか、丸きり別の件なんですかね。

○議長（平渡高志君） 消防総務課長佐藤喜好君。

○消防総務課長（佐藤喜好君） ただいまの質問に対してお答えいたします。

9節の旅費というのは、交通費を含めた本人が東京と自宅を行き帰りする分の6月分の旅費となります。それから、19節の負担金に対しましては東京研修所で必要とする経費全額、こちらを公費で負担しているという形になってございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。もう1回。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 関係して、両方かかりますよということ理解いたしました。それで、救急救命の研修の結果なんですけれどもね。今、救急救命で薬剤投与とか、さっき何とか挿管もやれるよということなので多分やっていると思うんですけれども、その辺で、これ、認定証をとかっていうのはこれはもらっていらっしゃるのかな。そういう実績なんかはどうですか。

○議長（平渡高志君） 消防次長坪子一夫君。

○消防本部次長（坪子一夫君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、救急救命士、黒川消防本部に29名の救命士がおりますが、そのうち気管挿管、ただいまおっしゃいました気管挿管認定救命士につきましては24名、そのほかに薬剤投与認定救命士資格者として、先ほどの29名の救命士のうち27名、それから平成26年度から心肺機能停止前の重症傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに血糖値測定などの処置をできる資格の救命士が12名ということで、順次、29名の救命士全員がこの全ての資格を持てればいいんですけれども、順次計画

的に研修をさせて資格を取得させている状況です。以上です。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） 附属の資料の37ページになるんですが、けやき教室のところでございますが、通所児童・生徒数が8人ということで、今回4名の方が学校のほうに行かれた、高等のほうに行かれたということで大変いいことだと思いますが、相談件数が246件となっております。この246件につきましては、学校関係からの相談なのか個々の相談が多いのか。それと246件という相談件数に対しまして、この実績ですと通所が8人となっておりますけれども、この246件の相談の中に不登校者というのは、各町村の不登校者というのは何人かというところをお示しいただければと思います。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 相談件数246件の内訳でございますけれども、保護者が76件、保護者と本人が一緒に来たケースが24件、本人のみが16件で、学校が95件、あと、卒業生の方も35件ということで合わせて246件となっております。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） ありがとうございます。そうしますと、246件という相談件数が多いか少ないかというところは別といたしまして、保護者だったり保護者と本人の件数といいますと、若干格差があるのかなという感じはいたしますが、1回で終わる相談と継続でずっと長年続けている相談というのがあるかと思いますが、そういった場合の最大の年長の相談年数というのは何年になっているかというのわかるんでしょうか。同じ方が何年続けての相談件数になっているかというのわかりますか。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 相談につきましては、ずっと何年も相談することはできるということにはなっておりますけれども、1人何回という、議員の御質問ですか。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） 最長で、小学校から始まってずっと、9年間の中においては……。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 済みません、そこまで把握しておりません。

○議長（平渡高志君） 2番浅野直子さん。

○2番（浅野直子君） これは27年度の実績なんですが、もしよければ今の現在のけやき教室の人数

がわかれば、それはだめですか、聞いても大丈夫でしょうか。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 今年度、6月現在で通所生3名です。そのほかに体験通所ということで、試しているのが2名という形になっております。現在は、夏休みというところもございますので、2学期始まりまして通所生3名がそのまま来られるかと思われまます。以上です。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 附属資料の29ページで、最終処分場について検査結果、問題ないよと載っているんですけども、この検査業務の中に、地下水検査項目23種類と違って検査項目2種類と、結果がダイオキシンしか載っていないんですが、このほかに我々が注視しなければならない検査項目ってあるんでしょうか。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） お答え申し上げます。有害物質関係でございますけれども、いろいろとダイオキシンのほかにはヒ素とかそういうものもございます。ただ、検査の結果ですね、全部の項目において基準値以下だったものですから載せなかったような状況でございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 今、最終処分場の検査という話出たんですが、まだ東日本大震災の原発の被害が生じてから5年ちょっとということで、何かいろいろ情報を聞いていますと、最近またそういうものが、原発の数値が上がっているというようなことも聞いているんですが、その辺の調査などはどうなされているのか。その結果どうなのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。それから、37ページの災害廃棄物の運搬教務の委託についてですが、本当に、昨年9月11日、もはや丸1年になるわけですが、この間において本当に皆さん方のこの回復に当たっての御奮闘からその努力に対して感謝を申し上げながらですね、一応、災害の場合のいわゆるこういう災害廃棄物がどっと出てきたというときに、急をなして業者なりを選択しなければならないという、そういう押し迫った中で、何らかの業者を決めるに当たって、運送単価とか何か、そういういわゆるある一定の金額の目安というものが、単価なんかあるのかどうか。もう押し迫っているから、もう何でもいからやってくれる方があれば頼むというようなことになったのでは、そういう大変な状況下にあってもですね、ある程度の目安が必要ではないかと思うんですが、その辺などどのように判断されて27年度のこの委託料の決定に当たって対応されたのか、それもあわせてお聞きしておきたい

と思います。以上です。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、お答えいたします。

最終処分場の放射能の関係でございますけれども、うちのほうでも毎月、毎週はかっておりまして、空間線量とかはかっております。その中で、年々下がっているような状況であります。特に、バックグラウンドといいまして、一番最初に、放射性そのものが最初にはかったときから比べて、毎年毎年下がっているような状況であります。それは、センターとして確認しているような状況であります。

それから、災害廃棄物の関係でございますけれども、委託の関係が、お話しありましたけれども、うちのほうで委託をお願いする関係で、仙台市さんのほうからいろいろと協議したわけでありますけれども、その仙台市さんのほうからは、仙台市の許可業者、こちらをお願いしたいということで、搬入に当たってそういうような話がございまして、仙台市さんとそれから黒川のほうで、三カ町村のほうで許可している業者、どちらも関係する業者さんを5業者あったものですから、5業者から入札というか見積もりをとりまして、最低の価格でもって契約したということでございます。以上でございます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 大変御苦労さんでございます。一つ、放射線のデータですね、これよく自治体によっては定期的な測量をしているということであれば、それはホームページなり何なりで流すというようなことも安心を与えるために必要かと思っておりますが、当行政組合ではそういう対応はされているのかどうか、改めてお聞きしておきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） お答えします。

放射能の関係につきましては、組合の広報のほうで発表しておりますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。以上でございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） 2件、お伺いしたいと思います。

附属資料の39ページでありますけれども、前者の話に関連いたしますが、災害ごみの運搬委託業務というところですが、金額に対して977トン、これを割り込むと1トン当たり2万3,000円ぐらいになるかと思うんですね。仙台市との協議の中で、仙台市の許可業者というお話でありましたが、

具体的には見積もりをとられてということで、最安値のところをお願いをされたという話でありましたが、その際仙台市のほうから何らか、この程度ですというような基準が何かあったのかなのかですね。総額を決めるに当たって、単価を決めるに当たってですね。それをお伺いしたいのと、附属資料の37ページのけやき教室の相談件数の話で、先ほど細かくお話を、御回答がありました。相談件数246件の割には、結果的には通所で通われる方8名ということでもありますけれども、もちろん相談を受けた結果学校に復帰されるというケースが一番いいケースだとは思いますが、ちょっと、特に気になった部分が、本人のみで1人で相談にいらしているケースが16件というお話で、先ほど御説明でありましたが、どういった、なかなか運転免許もない児童生徒が本人で来るというケースもなかなか珍しいのではないのかなと思う部分と、あと、児童さんまたは生徒、児童さん数でいくと相談、2度も3度もいらっしゃる方もいらっしゃるでしょうから、実際に生徒・児童数で何名ぐらいの御相談であったのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 助役佐野英俊君。

○助役（佐野英俊君） 前段の御質問の、災害廃棄物の処理関係についてお答えいたします。

これは、国の交付金の対象になる処分でありましたので、仙台市からは価格面、単価等の指示等はありません。あくまでも仙台市に搬入可能な業者というのが仙台市の言うところでありまして、単価、価格については国の交付金の関係で、環境省の東北事務所と協議・調整をして、当然競争性をとりまして進めたのが実態でございます。以上です。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 先ほど、相談件数の割には通所数が8名というところもありますけれども、正式通所が8名ということで、先ほどお話ししました体験通所というのがその前段階でございます。体験通所をしまして、結局、けやき教室にすら来れない生徒・児童さん方もなかなかいらっしゃるところもありまして、何回か体験するというところもございます。その体験通所については42名、延べですけれども、42名の方が体験通所していただいているということで、体験した方から、本人の相談を受けているという形にはなっております。それで、本人だけで来るのもなかなか難しいのではないかという御指摘ではございますけれども、けやき教室自体が富谷町の中心地近くでございますので、なかなか交通の便がいいというところもございまして、富谷さんの町民バス等がかなり使えるというところもあります。それから、自転車等で通える位置ではありますので、本人だけで来れるというところもあるということになっております。

○議長（平渡高志君） 3番浅野俊彦君。

○3番（浅野俊彦君） まず、運搬の単価を決めるに当たってというところでは、透明性というところは理解をさせていただきました。

あと、けやき教室のほうですね。体験通所ですかね、42名ということでありましたが、なかなかやはり行けない方もある中、人数、職員の方が2人と限られている現状もあるでしょうから、その後のケアという意味では各学校単位でということになるのかなと思うんですが、その理解でよろしいのかですね。皆さん、通常に学校に戻ってくれることが一番だとは思いますが、その後の対応というところ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） けやき教室の指導員と本来の学校の担任の先生方と、定期的に話し合い等を行われておりますし、それから本来の担任の先生もけやき教室のほうに何回か来ていただくというところもございますので、その中で3者でお話し合い等をして、できるだけ本来の学校のほうに復帰していただくというのが一番の目的でございますので。昨年4名はけやき教室のほうから卒業したというところもありますけれども、一番の目的は学校に復帰というところもございますので、学校側、あと、けやき教室側と頻りに話し合いを設けながら復帰に努力しているところでございます。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。15番石垣正博君。

○15番（石垣正博君） 一つだけ聞いておきたいんですけども、附属資料の18ページですか、その中で負補交の中で研修のものが出ておりますが、代表監査のほうからの資料だと職員の綱紀肅正と健康管理のもと各種研修の受講を図り、人材の育成も大切と思われるというような監査意見がでておりました。実際に6万2,000円ほどの研修費をおかけしているわけでございますけれども、これを見ると13名の方が研修を受けたように思います。単純に割ると本当に少ない金額だなという気がするんですが、この研修の内容というものの、どのようにしておられるのか。それと、もう一つ、健康管理の面から、職員の健康管理、このことについて、年に何回かやっておるかと思いますが、長期欠席等おありなのかどうか、どの辺も含めてお聞き申し上げます。

○議長（平渡高志君） 総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） ただいまの質問にお答えいたします。

研修につきましては、毎年定期的に計画を立てまして、大体、年々上がったり下がったりないように計画を立てまして研修に行っております。それから、健康管理につきましては、事務所職員については年1回ですが、管理センターの職員、それから消防職員につきましては年2回の健康診断を

行いまして健康管理に努めております。長期欠席者、今のところ1人もございません。以上です。
よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 先ほど、何人かの同僚の議員の方からけやき教室について質問があったんですが、相談件数が246件ということで、私は結構多いんでないかなと把握したわけなんです。学校の先生方にちょっと話を聞くと、まず一つは、どうしてもけやき教室に入れたいんだけど、親のほうが納得してくれないんだという話も聞いたんですが、そういう方のケアというか、どういうふうにしているのか、まずその辺お聞きしたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 教育次長佐藤初雄君。

○教育次長（佐藤初雄君） 指導員と親、それから本人を交えまして、話し合いをしながらではございますけれども、どうしても親がというところがないわけではないとは思いますが。ただ、できるだけ、本来でしたら学校に行っていただきたい、学校の受け皿としてけやき教室がございましてけれども、何とかこちらのほうに来ていただきたいよう、努力しているところではございますけれども、過去に確かに親のほうからいろいろ抗議というところもあったこともありました。それも踏まえて、できるだけお子様が学校教育のチャンスを受けられるように、努力しているところでございます。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） 毎年のようにと言っても過言ではないと思うんですが、学校についていけない子供さん、そして不登校の子供さん、あるいはいじめの問題、いろいろあると思うんですけれども、先生方は例えば集団生活についていけない子供さんがいるとすれば、聞いた話では当然、まず一つはけやき教室も相談の場所として考えるんだということを言っています。その中で、学校側としては、もう、けやき教室にできるだけお願いしたいんだけどというようなことで進めていきたいんだと思うんですが、それがなかなか進んでいかないと。一つは、対外的な面子、いろいろあると思うんですけれども、その辺で障害になっているのもあるのかなと思うんですが、今後そういう垣根を取り払った、もっと、受け入れ態勢というのは、どういうふう考えているのか、その辺をお聞きしたいと思っております。

○議長（平渡高志君） 教育長上野忠弘君。

○教育長（上野忠弘君） ただいまの質問にお答えしますが、非常に難しい問題があると思うんですね。つまり、先ほどのお話ですと、保護者の方が、先生方は勧めるんだけど、保護者がなかなか理解を示さないということで。やはり保護者にすれば、学校で何とか子供たちを不登校か

ら、現場復帰といえますか、させたい気持ちはあると思うんですね。一義的には学校の教職員、担任なり、カウンセラーなりおりますので、その辺との相談回数をふやすことによって学校で何とかならないかと。一番は、子供たちを何とかしたいという気持ちが親御さんにも学校にもあると思うんです。その選択の一つにけやきがあるわけなんですね。ですから、そういう意味で、まずは不登校のお子さんについては学校と保護者と子供の関係で何とかクラスに戻してあげるといふ努力を学校ではして、それで、けやきの場合にはけやきという場所もありますからどうですかという紹介はするんだけど、親御さんがなかなか納得できないということもあるようです。そのために、保護者のほうから連絡は来るんですが、相談件数の中で親御さんの件数が24件、昨年ですね、ということで。学校から95件というのは、多分そのような話も、このような親御さんからの相談があるんだけどどうでしょうねというふうなこともあるかと思えます。主に、学校からけやきの相談というのは、現在、けやきに入所している、登校しているお子さんの現状の相談とかが多いように聞いております。ですから、非常に難しい問題だなということで、今、お話を聞いておりました。ただ、県のほうでも、心のケアという部分で新たな部署を設けたようです。不登校対策ですね。そういう意味で、いろいろな形で、機関と相談しながら連携をとって、いろいろな形でそういうお子さんたちを救ってあげるような、あるいは支援してあげるような、そんなことを今後検討する必要があるだろうと考えております。

○議長（平渡高志君） 13番早坂豊弘君。

○13番（早坂豊弘君） ぜひとも、子供を助けてもらいたいと思えますし、親の問題よりもまずその子供が社会で適応して生きていける力を養うということが一番最前提と私は考えるんですね。中学校の先生方に聞いたときに口をそろえて言うことが、まず一つは、集団的なこともあるんだけど、授業についていけない。全く、例えば小学校である、具体的なことをすれば分数計算の通分もできない、あるいはマイナスの符号がつくとこれは何ぞやという子供さんもおられると。そういう子供さんも一緒になってその授業の中で進めていくのは、本当に大変なことなんですよ。補修授業もしているんですけど、補修授業でなかなかそれも結果が出てこない。それで3年生を迎えて受験対策だといっても、じゃあ受験対策でなじょしたらいいんだと。先生たちはそういう課題も持っています。できることであれば、先ほど高校の入学が男子が2名、女子が2名ということですが、ごく喜ばしいことだと思うんですけど、何とかそういう子供さんを助けてもらって、前に前に進めてもらえるようなそういう方向性を見出すことが大事だと思うので、今後やっぱりこのけやき教室に期待したいと思います。もし抱負があれば語っていただければと思います。

○議長（平渡高志君） 教育長上野忠弘君。

○教育長（上野忠弘君） 今、早坂議員さんがおっしゃったとおりに思うんですね。やはり不登校のお子さん、見ておりますと、授業についていけないというふうなこともよく聞きます。そのために現在各町村では小中連携で、やはり中学校に行く前、小学校の段階で学力を定着させてあげよう。その連携を小中学校で、小学校卒業時期にはよく連絡会を持つんですけれども、日常的な連絡会を持ちましょうという動きも大分出てきております。そういう意味で、これまでの学校環境とは大分変わってきましたので、今、議員さんおっしゃるようないろいろな形で検討することが今後必要だろうなど。そして、関係機関、例えば、国のほうでも今進めようとしているチーム学校という言葉がありますが、学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから例えば警察のOBとか、そんな多岐にわたった方々を学校に常駐してもらい、先生方が安心して授業に専念できるようなそんな組織をつくりましょうという動きも、国のほうとして出てきているようです。そういう意味で、いろいろな形を考えながら、検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 理事長に確認しておきたいんですが、実は先ほど監査委員から一般会計から教育部門にわたりまして、かなり29年度事業におきましても参考になる、あるいは心にしなければならぬような文句が結構あったと私は考えておりますが、この監査意見に対して、29年度の今後の事業に対して、理事長としてどのように考えていく方針なのか、その辺を改めて確認しておきたいと思ひます。ひとつ、答弁をお願いします。

○議長（平渡高志君） 理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 監査を受けまして、監査役の方々から御指摘、いろいろ事務的な関係あるいは事業に取り組む姿勢等々、御意見を頂戴しております。毎年そういったものを受けておるわけでございまして、それにつきまして、次の年には、例えば事務的なものにつきましては、そういった御指摘がないように当然やってきております。また、ほかの事業の進め方、職務に対する取り組み、そういったことも取り組んできております。2年続けてと、そういったことが全くないわけではないので、そういったものにつきましてはなお深めていくということ、当然のことだと思ひております。我々黒川行政としまして、黒川地域のこういったものをお預かりしている中で、よりよい仕事をするのが住民の方々に対するサービスの提供といひますか、仕事だと思ひておりますので、その指摘につきましては真摯に受けとめて、そしてそういったことを、さらによい黒川行政にする

ための努力を、我々はもちろんですが職員みんながそういった気持ちを持って取り組んでまいりたいと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。それでは質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第9、認定第1号平成27年度黒川地域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第10 認定第2号 平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計
歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第10、認定第2号平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後、業務課参事から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） それでは、議案書10ページをお開き願います。

認定第2号平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お配りしております決算書41ページ、42ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。予算現額1,749万9,000円に対しまして、調定額、収入済み額同額の1,750万3,786円で、4,786円の増となりました。

続きまして、次のページお開き願います。

歳出でございます。予算現額1,749万9,000円に対しまして、支出済み額が1,690万738円、57万8,262円の不用額でございました。

歳入歳出差し引き残高58万3,048円につきましては、平成28年度に繰り越すものでございます。

同じく決算書53ページをお開き願います。

平成27年度介護認定審査会特別会計歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。1,000円単位の記載になっております。

歳入歳出差し引き額58万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、58万3,000円につきましては翌年度に繰り越すものでございます。

以上が、介護認定審査会の実質収支に関する調書でございます。

次に、決算附属資料の45ページをお開き願います。

地方自治法第233条第5項の規定により、平成27年度の主要な施策の成果を御報告申し上げます。介護認定審査会の審査対象者について、各町村での1次判定の基本調査票をもとに、認定審査会の特記事項及び主治医意見書に記載された内容に基づいて、公正に2次判定を実施いたしました。審査状況でございます。医療、福祉、保健の各分野の専門家による40人の委員で実施いたしました。開催回数111回、審査件数3,505件でありました。1合議体当たりの年間出席数約14回で、1回当たりの審査判定に係る所要時間は平均31分となっております。

次に、(2)歳入歳決算状況でございますが、歳入決算額は1,750万4,000円、歳出決算額は1,692万1,000円となりました。歳入歳出差し引き総額は58万3,000円となっております。

次に、(3)の歳入決算額につきましては、1,750万4,000円について、町村負担金となっております。町村負担金の内訳につきましては、大和町542万7,000円、大郷町342万3,000円、富谷町606万3,000円、大衡村214万円となっております。その他の歳入につきましては、繰越金42万8,000円、諸収入2万3,000円となっております。

次に、(4)の歳出決算状況でございますが、歳出決算総額は1,692万1,000円でございます。委員への報酬及び費用弁償703万円、職員の人件費886万7,000円、その他の経費は審査会資料の印刷製本費等が主な支出となっております。

以上、総括的な説明とさせていただきます。詳細につきましては、担当より御説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、決算書49ページ、50ページお開きください。あわせまして、決算附属資料は46ページ以降となります。

歳入歳出事項別明細書について御説明申し上げます。

先ほど、説明ありましたとおり1款1項1目町村負担金につきましては、1,705万3,000円の予算

に対しまして収入済み額も1,705万3,000円。各町村からの負担金につきましては、大和町から542万7,000円、大郷町から342万3,000円、富谷町から606万3,000円、大衡村から214万円をいただいております。

2款1項1目繰越金については、42万7,735円となっております。

3款諸収入ですが、こちらは民生費受託事業収入といたしまして2万2,200円。こちらにつきましては生活保護受給者の介護認定審査会の受託金といたしまして、1件当たり3,700円で6件分ということで調定しております。そのほか、預金利子等でございます。

次のページ、51ページ、お開きください。

歳出の事項別明細の御説明を申し上げます。

1款1項1目介護認定審査会費につきましては、現計予算1,749万9,000円に対して、支出済み額1,692万738円で、57万8,262円の不用額となっております。1節の報酬は、介護認定審査会委員の報酬648万6,300円を支出しております。2節、3節、4節につきましては、職員1名分の人件費となっております。9節の旅費につきましては、審査委員に対しての費用弁償54万3,534円になっております。その他、資料作成に要した事務費ということになります。

附属資料の46ページ、ごらんになってください。

町村別の審査件数なんですが、大和町1,216件、大郷町が596件、富谷町が1,387件、大衡村が300件で、先ほど申しました生活保護の分につきまして、社会福祉事務所分が6件ということになっております。

決算附属資料の47ページ、お開きください。

こちらにつきましては、縦列が1次判定の結果になっております。横列が2次判定の結果になっております。太枠に入っている斜めになっているところに変更なしという形になりまして、ここが86%変更なしですね。変更されたもの、重度に変更されたものについては13.6%が重度に変更されました。軽度に変更されたのが0.2%となっております。

次の48ページにつきましては、歳入歳出決算の状況をまとめておりますので、御参照願いたいと思います。

49ページ、全体会議ですが、年に1度審査会の審査状況報告と各分野の合議体を是正するというところもありまして、班編成を行うために開催しております。それから、宮城県・仙台保健福祉事務所主催で介護認定審査会の技術向上というところも踏まえまして、研修会を年に1回開催しております。

事務局体制でございますけれども、兼務という形で業務課職員5名につきまして審査資料を事前に確認しまして、審査会開催1週間前に資料を送付するという形で、審査会運営を図ってまいりました。

以上で、平成27年度介護認定審査会特別会計の説明を終わります。

○議長（平渡高志君） 暫時休憩に入ります。休憩時間は10分間といたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（平渡高志君） 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 年々ですね、回数がふえているというような状況を見てとれるわけですが、この委員の数、5人体制で行っているようですが、この人数がふえる可能性というんですかね、どのぐらいの件数になってくると今の体制で審査しきれなくなると考えているのかお伺いします。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 現在の審査委員40名体制は3年前ぐらいにふやしておりまして、議員さんのおっしゃるとおりちょっと人数が余りにも多くなってきたというところがございます。一応、年度予定ということで、1回当たり34件を予定しておりまして、1件当たり余りにも多いと委員の方々にも非常に負担がかかるというところもございますので、それを全体で割ると110何回とか120回とかっていう形になってきますので、それをだんだんふえているというところもありますので、それを踏まえて今後いつ、もう少しふやしてもらおうかというところもありますけれども、現在のところはふやして3年たっておりますので、ここ1、2年については現状という形でやっていきたいと思っております。

○議長（平渡高志君） よろしいですか、ほかにございませんか。8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 大分、介護保険制度の改正に伴いまして、いわゆる要支援1、2が省かれたり、今回介護1、2が、いわゆる給付の対象から外されるとか、そういう状況が生まれつつある中で、この審査についても変化が出ているのかなと思うんですが、その辺について、私からすると、変化が出ているというよりも、減ってくるということは、これまで対象になっていた方が省かれてくるのかなというような、そういう不安も思うわけなんですけど、実際携わっている立場として、こ

の介護保険制度の改正がどのような実態として、担当者として考えておられるのか、考えておられると言いますか、救われる方がかなり限られてくるのかなと思っているんですが、その辺について見解をどのように持っているのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 介護保険法の改正に伴いましてどのような状態が起きるかというところまでに関しては、介護認定審査会の事務局としてはちょっと図り知れないところはございますけれども、介護保険法改正に伴いまして数字的に見れるのは1次判定から2次判定になったのの変更率が少なくなってきたというところがございますので、1次判定と、調査員がやる1次判定とコンピューターによる数字で出てくるものと、2次判定の結果がほぼ変更率が少なくなってきたというところがありますので、合理的な判断になってきているのかなというような、数字的には読み取れます。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） いわゆる対象となる枠が狭まることによって、審査会にかける人数も高齢化とともに、本当であればふえてくるんですが、反対にとまるあるいは減ってくるという傾向にも出てくるのではないかと思うんですが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 件数についてはふえる一方でございますので、こちらとしては回答できかねるというか。個別の案件についてはちょっと回答できかねるという形になります。

○議長（平渡高志君） 8番千葉勇治君。

○8番（千葉勇治君） 要は、いわゆる対象になるかと思って1次審査で町なりをお願いしてみても、それが最終的にこの2次審査の中でふるいにかけて、いわゆる対象から外されるという、そういう点では2次審査の業務に携わっている行政事務組合の責任もなお一層増してくるのかなって感じを受けるわけなんです、そういう点でより声が、その思いが届けられるような審査に、ぜひ、今後なお一層の御尽力をお願いしたいと思うところでございますが、もう一度見解についてお聞きしておきたいと思います。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 介護認定審査会につきましては、法律に基づいて公平公正な審査という形で常日頃やっております、今後もその公平公正という形をとりまして、審査会を運営するところでございます。決算附属資料の47ページにもございますように、1次判定でされているものに

ついて、2次判定はこのように公正な判断に基づきまして変更されているというところもございませぬので、この数字で御判断願いたいと思います。

○議長（平渡高志君） ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）それでは質疑……和賀さん、あの、7番和賀直義君。

○7番（和賀直義君） 今、お許しをもらったので、済みませぬ。

49ページの介護認定審査会研修会、3月にやったという、公正公平にやるためにはこの研修会が非常にキーポイントなのかなと私なりに考えましてね。ここに、この参加率ですね、これはどのぐらいになっていて、もし参加率が低ければ参加するようにその啓発活動をやっていらっしゃるのかですね。その辺お聞きします。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 昨年度の参加率については、ほぼ8割、9割ぐらいの方々が参加しておりまして、非常に勉強になっているという形になっております。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。質疑、ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第10、認定第2号平成27年度黒川地域行政事務組合介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第11 認定第3号 平成27年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第11、認定第3号平成27年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課参事から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） それでは、11ページをお開き願います。

認定第3号平成27年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の

認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、お配りしております決算書の54ページ、55ページをお開き願います。

歳入歳出決算書でございます。

歳入でございますが、予算現額95万9,000円に対しまして、調定額、収入済み額同額の95万8,973円で、対予算現額27円の減でございます。

続きまして、次のページ、歳出でございます。

歳出の予算現額は95万9,000円に対しまして、支出済み額が93万1,431円で、2万7,569円の不用額でございました。

歳入歳出差し引き残高2万7,542円につきましては、平成28年度に繰り越すものでございます。

同じく決算書66ページを願います。

66ページにつきましては、障害支援区分認定審査会特別会計の歳入歳出決算実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差し引き額2万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は同額の2万7,000円でございます。

それでは、決算附属資料の50ページ願います。

50ページにつきまして説明申し上げます。地方自治法第233条第5項の規定により、27年度の主要な施策の報告をいたします。

障害支援区分認定審査会の審査対象者について、各町村での1次判定、基本調査の結果をもとに、認定調査員による概況調査、特記事項及び医師意見書に記載された内容に基づいて、障害程度の区分を審査し、公正に2次判定を実施しました。

以下につきましては、担当より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） それでは、決算書62ページ、63ページをお開きください。あわせて決算附属資料については先ほどの50、51ページを願います。

初めに、歳入歳出事項別明細書の歳入の部について御説明申し上げます。

1款1項1目町村負担金につきましては、予算現額93万1,000円に対して、93万1,000円の収入済み額ということになります。大和町から負担金が28万4,000円、大郷町から負担金15万6,000円、富

谷町から負担金33万5,000円、大衡村から負担金15万6,000円をいただいております。

2款2項2目繰越金については、2万7,871円。

3款諸収入につきましては、預金利子で102円という形になっており、歳入合計が95万8,973円と
なっております。

次のページ、64ページ、65ページ、お開きください。

歳出の事項別明細の説明を申し上げます。

1款1項1目障害支援区分認定審査会費の歳出でございます。現計予算額95万9,000円の予算額
に対しまして、支出済み額が93万1,431円で、不用額が2万7,569円となっております。1節の報酬
につきましては、障害支援区分認定審査会委員の報酬76万2,000円を支出しております。9節の旅
費につきましては、審査会委員に対しての費用弁償6万8,154円でございます。その他は資料作成
に要した事務費でございます。

附属資料の51ページ、ごらんになってください。

町村別の審査件数の内訳でございますけれども、下のほうになっております。大和町が54件、大
郷町が28件、富谷町が60件、大衡村が15件になっております。

52ページ、お開きください。

52ページにつきましては、縦列が1次判定結果、横列が2次判定結果になっておりまして、変更
なしが全体の91.6%となっております。重度に変更されたものが8.4%、軽度に変更されたものが
0ということになっております。

53ページにつきましては、歳入歳出決算の状況をまとめておりますので、御参照願いたいと思
います。

続きまして、54ページ、全体会議ですが、審査会の審査状況、審査会開催日の日程等、それから
班編成などを行うために年1回開催しております。

事務局体制でございますけれども、先ほどの介護認定審査会と同様、業務課職員5名につきまし
て兼務体制で審査資料を事前に確認しまして、審査会開催1週間前に資料を送付するという形にな
っております。

以上で平成27年度障害支援区分認定審査会特別会計の説明を終わります。どうぞよろしくお願
いいたします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませ
んか。14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 今回の決算資料で、52.4%増、5割増しですよ。これの主な要因等わかりでしたら。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 障害支援区分認定につきましての区分の期間なんですけれども、最大で36カ月という形になっております。それで、3年おきぐらいに多い年があるという形で、前年度から比べると非常に多くなっているという形になっております。以上です。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） では、28年度はまた100ぐらいになっているというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） まだ年度途中ですので何とも言えませんけれども、介護認定審査会同様若干数字的には上がっておりまして、26年度のように103件という数字にはなりませんけれども、27年度よりは少し下がるのかなという感じの途中経過で推移しているようです。

○議長（平渡高志君） 14番佐々木春樹君。

○14番（佐々木春樹君） 先ほども聞きましたけれども、こちらの委員数が10名で、5人で2組でやっていますよね。こちらの編成が変わるという可能性はどういうふうな感じですか。

○議長（平渡高志君） 業務課参事佐藤初雄君。

○業務課参事（佐藤初雄君） 今のところはそういうのはもっておりません。

○議長（平渡高志君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第11、認定第3号平成27年度黒川地域行政事務組合障害支援区分認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定をされました。

日程第12 認定第4号 平成27年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第12、認定第4号平成27年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課長から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） 認定第4号平成27年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により平成27年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

それでは、決算書67ページお願いいたします。

病院事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出でございます。

病院事業収益につきましては、決算額31億2,234万6,457円でございます。

次に、支出でございますが、病院事業費用につきましては、決算額31億8,045万3,930円でございます。

68ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

決算額は2億9,080万円で、その全てが関係町村負担金と企業債となっております。

支出につきましては、資本的支出の決算額は2億9,079万8,986円であります。内訳といたしましては、企業債の元金償還と、建設改良費といたしまして医療機器整備7点を購入いたしましたものです。また、リース資産購入といたしまして74万7,360円となっております。

決算の概要につきまして御説明申し上げますので、附属資料の55ページをお願いいたします。

55ページでございますが、地方公営企業法第30条第6項の規定により、平成27年度の主要な施策の成果を報告いたします。

指定管理者制度のもとに地域医療振興協会に管理運営を委ねて11年を経過する中、指定管理者においては医師体制の充実を初め、介護事業、保健予防事業など、着実に地域医療の充実が図られております。医師体制につきましては、全国的に医師確保が厳しい中、引き続き宮城県より自治医科大学卒業の整形外科医師1名の派遣を受けるとともに、内科医、外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、泌尿器科等常勤医師17名の体制となっております。また、非常勤医師の体制につきましては、東北大学病院の第二外科、整形外科及び眼科から派遣の継続を受けるとともに、東北大学内部障害教室及び、行動医学教室、また、東北大学病院の呼吸器外科から、あと、東京北医療センターから小児科医の応援を受けるなど、医師体制の充実が図られております。

以下、経営状況等につきましては、担当課より説明申し上げます。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） それでは、ただいま会計管理者から決算概要について説明がありましたけれども、そのとおりでありまして、この決算附属資料をごらんいただきまして、57ページから63ページ、これにつきましては会計管理者が申し上げた内容を細かく整理したものでございまして、御参照いただきたいと思います。

次に、決算附属資料の65ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど、会計管理者から決算報告書で報告を申し上げましたが、その明細につきまして御説明申し上げます。なお、この収益費用明細書につきましては、消費税抜きの表示になっておりますので、数字に若干違いがございます。

まず、収益でございます。病院事業収益は31億1,237万3,451円であります。医業収益の内訳としましては、入院収益、外来収益ということで、保険診療報酬の関係であります。その他医業収益につきましては、他会計負担金ということで、これは町村負担金で救急医療の確保に要する負担金でありまして、他会計負担金ということで、この町村での救急医療の負担金であります。それで、室料差額の収益でありますけれども、これにつきましては病院に入院したときの特別室料や個室料、これの収益でございます。公衆衛生活動収益、これにつきましては、予防接種や人間ドックを初め備考の内容でございます。その他医業収益につきましては、文書料や材料費などがございます。

次に、医業外収益であります。

1つ目は、受取利息及び配当金でありまして、普通預金の利子であります。次の他会計負担金につきましては、町村からの負担金でありまして、企業債償還に係ります利子分並びに病院の管理運営費と事務職員の人件費等に要する負担金であります。それから、その他医業外収益としまして、売店や自動販売機等の使用料のほか、組合より派遣しております医師1名分の給与費について、指定管理者から負担をいただいている負担金となっております。一番下にあります消費税関係雑収益となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

長期前受金戻入益につきましては、現金の伴わない収益となります。1点目が、受贈財産評価額戻入益としまして、指定管理者より寄贈がありました療養病棟事務所拡張に伴う財産に対する繰延収益の償却となります。2点目が、県補助金戻入益としまして、医療機器整備に対する県補助金の繰延収益の償却となります。収益の最後になりますが、特別利益はございませんでした。

次に、費用です。病院事業費用は31億7,624万6,648円であります。医業費用の内訳ですが、まず給与費であります。派遣医師1名と事務職員1名に係ります給料、手当、法定福利費、退職給付金の内訳となっております。

次に、経費ですが、厚生福利費は事務職員の健康診断料、消耗品についてはコピー料、修繕費につきましても、協定書により20万円を超える修理につきましてもは組合負担となっておりますので、医療機器並びに設備の修繕料であります。保険料につきましてもは、病院建物の保険料であります。賃借料は協定書により50万円を超える医療機器の備品についての整備については組合負担となっておりますので、以前にリース契約により整備した医療機器の賃借料であります。通信運搬費は郵便料であります。

次のページをお願いいたします。

委託料につきましては、収益で説明を申し上げました室料差額収益、公衆衛生活動収益、その他医業収益分を委託料として指定管理者に支出したものであります。また、少額ではありますが、職員の給与電算委託料も含まれております。

次に、諸会費は、自治体病院開設者協議会の会費であります。交付金につきましては、収益で申し上げました入院及び外来の保険診療に係る報酬分の支出並びに協定書に基づき町村から御負担いただいた運営交付金7,000万円について指定管理者に支出したものであります。補助金につきましても、救急医療運営費としまして指定管理者に1,000万円を補助したものであります。雑費につきましては、仮払いの消費税であります。

次の、減価償却費につきましては、建物と医療器械、リース資産の減価償却であります。

次の、資産減耗費につきましては、医療機器の除却費であります。この2項目につきましては現金の伴わない支出となります。

次は、医業外費用であります。

1点目は、支払利息及び企業債取り扱い諸費でありまして、企業債償還の利子分と資金の不足のときに一時借入れしたときの利息及びリース契約した医療器械の利息であります。

2点目は、繰延勘定償却でありまして、平成8年度に現在の病院を建てたときの控除対象外消費税を20年間に分けて繰り延べして償却しているものであります。この項目も現金の伴わない支出となっております。

次の、医業外費用雑支出及び特別損失につきましてはございませんでしたので、以上が決算報告書の明細となっております。

決算書にお戻りいただきまして、決算書の69ページ、こちらのほうをお願いいたします。

病院事業会計の損益計算書でありまして、今説明申し上げた内容と関連するものでありまして、1の医業収益、中央の金額になりますが、28億8,445万8,113円に対しまして、2の医業費用は30億9,721万5,819円で、医業損失は、右端にありますとおり、2億1,275万7,706円の損失、つまり赤字となっております。3の医業外収益は2億2,791万5,338円で、4の医業外費用は7,903万829円で、医業外につきましては1億4,888万4,509円の黒字であります。したがって、一番下にあります経常損失、つまり赤字は、6,387万3,197円となっております。

次のページをごらんいただきたいと思います。

5の特別利益、6の特別損失はございませんでしたので、平成27年度の純損失は経常損失と同じく6,387万3,197円となりました。これは、現金を伴わない減価償却や収益と費用の精算の差であります。前年度末の処理欠損金26億3,311万4,374円を加え、当年度の未処理欠損金は、二重線のアンダーラインにありますとおり、26億9,698万7,570円となりました。

次のページ、71ページをごらんいただきたいと思います。

病院事業会計の貸借対照表でありますけれども、先ほど代表監査委員のほうから流動資産と流動負債の話がありましたけれども、71ページの下段をごらんいただきたいと思います。

2の流動資産は、現金、預金、未収金、前払金を合わせまして、右端に記載のとおり、合計8億8,813万9,396円であります。

次に、72ページの中段をごらんいただきたいと思います。

4の流動負債につきましては、一時借入金、企業債、リース債務、未払金及び職員の賞与引当金でありまして、流動負債合計は、右端にありますとおり、5億6,674万9,809円であります。流動負債に対しまして流動資産が上回っておりますので、資金ベースでの不良債務も発生していないことから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして黒川病院の経営は健全な状況になっているということでございます。

ページをめくっていただきまして、右のページ、74ページをごらんいただきたいと思います。

キャッシュ・フロー計算書であります。お金の流れであります。1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローを合わせまして、4番目にありますとおり、年間を通じまして3,401万2,236円の資金が減少したものであります。5の資金期首、平成27年4月1日の年度初めは4,963万832円の残高で、6資金期末、平成28年3月31日の年度末につきましては1,561万8,596円の残高になったという資金の流れを見た

ものであります。

次のページ、75ページをごらんいただきたいと思います。

上段につきましては、病院事業会計欠損金の計算書でございまして、1の減債積立金はございません。

2の欠損金につきましては、先ほど損益計算書でも御説明を申し上げましたが、右端にありますとおり、繰越欠損金年度末残高26億3,311万4,374円に対し、当年度の純損失6,387万3,197円を加えて、当年度末の処理欠損金は26億9,698万7,571円となったものであります。

下段の欠損金処理計算書でございますけれども、同額を翌年度の繰越欠損金とするものであります。

次に、決算附属資料にお戻りいただきまして、64ページをお開き願いたいと思います。

町村負担金の調書でございまして、平成27年度におきまして、負担金及び出資金を合わせまして、右下に記載がありますように、関係町村より総額4億1,328万6,000円の御負担をいただいております。区分別並びに町村別に整理しておりますので、御参照お願いしたいと思います。

次に、68ページお願いいたします。

68ページにつきましては、固定資産の明細書でございます。

さきに御説明申し上げました固定資産について詳細整理したものになります。土地及び建物については変更はございません。機器備品につきましては、起債による医療機器の更新並びに廃棄等に係る増減となっております。リース資産につきましては変更はございません。

次の69ページをお開きいただきたいと思います。

主要施策の概要ということで整理したものでございます。

上段の病院事業費用の欄の修繕費につきましては、設備等の修繕の内容を記載しております。また、下段の資本的支出欄には、建設改良費としまして整備しました医療機器等の整備の内容を記載しておりますのでごらんいただきたいと思います。

次の、71ページ、お願い申し上げます。

71ページにつきましては公債費の関係を整理したものであります。

次の、72ページにつきましては、この企業債の償還の状況を平成39年度までグラフ化したものでございます。

最後に、73ページをごらんいただきたいと思います。

この表につきましては、経費の流れということで、平成27年度の病院事業会計の決算について整

理したものでございます。これは上中下の3つに分かれておりまして、上段の部分につきましては指定管理者制度の代行制ということで、左側の病院で請求した診療報酬関係が一旦組合の病院会計に入りまして、それを交付金及び委託料として右側の指定管理者に交付する流れになってございます。金額の動きにつきましては、協定に基づき指定管理者より概算請求を受けまして、交付金及び委託料として概算払いを行い、2カ月後に確定する流れとなっております。そのため、金額が一致していないのが実情であります。左側の組合収入合計でございますけれども、28億8,435万8,000円に対して、中央の交付金・委託料の合計で28億2,730万3,000円を右側の指定管理者に支出したものでございます。

中段をごらんいただきたいと思っております。

この中段につきましては関係町村からの負担金の流れでありまして、関係町村からの負担金につきましては、中段の左側に示しておりますとおり、さきに御説明したように、総額4億1,328万6,000円の負担をいただいております。

中段の中央をごらんいただきたいと思っております。

関係町村の負担金を財源として支出している内容を示しております。まず、協定書に基づく運営交付金7,000万円及び運営費補助金1,000万円、それぞれを右側の指定管理者に支出しております。

次に、平成27年度の医療機器等の整備につきましては、企業債を活用しての整備となっております。企業債7,700万円と町村負担金9万円を原資としまして、右側にありますとおり、7,709万円を医療機器を整備したものであります。

次に、起債償還に関する元金及び利子経費充当としまして2億8,465万1,000円を、右側の国庫等へ支出しております。

次に、リースによる医療機器の整備につきましては、74万8,000円を医療機器リース購入費として支出しております。

また、病院事業推進費に関する経費充当としまして4,779万7,000円を、右側の右端にあります黒行としての事業経費6,436万3,000円に支出しております。この黒行としての事業経費の内容は、病院事業担当職員1名及び県からの派遣の整形外科医師1名に係る人件費、病院建物保険料等の経常経費、協定書に基づく20万円を超える施設・機器の修繕、及び50万円を超える機器備品の賃借料に要する経費であります。

同段の左側をごらんいただきたいと思っております。

財産収益等がございますが、1,703万9,000円につきましては、売店の使用料、派遣医師給与負担

金などでありまして、右側の黒行としての事業経費に充当しております。

財産収益等の欄の下の欄をごらんいただきたいと思います。

特別利益及び特別損失についてはございませんでした。

ここまでが現金ベースでの収入、支出の内容となっております。

次に、下から2番目の左側の表をごらんいただきたいと思います。

現金の伴わない収入につきましては、長期前受金戻入益としまして、2,146万3,000円でありました。

次に、同段の右側の表をごらんいただきたいと思います。

建物や医療機器に係る減価償却等の現金の伴わない支出につきましては、1億3,715万9,000円でありました。

一番下の表をごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、決算の収入、支出の状況を整理したものでありまして、一番下の収支差の欄をごらんいただきます。三角で表記しております。損失となっております。これは、現金を伴わない減価償却や収益と費用の精算の差でございます。

最後に、最上段の右側をごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、平成27年度におきます指定管理者の収支の状況について整理した内容を示してございます。この詳細につきましては、別冊にあります病院事業会計説明資料、別冊の説明資料がございまして、指定管理者から、公立黒川病院の管理受託監査資料ということで、監査のときに監査委員のほうに提出があった資料でございまして、こちらのほうの内容をごらんいただきたいというふうに思います。この内容につきましては、7月26日の監査のときの資料でございます。それで、指定管理者の実際の収支の関係ですけれども、資料の14ページをごらんいただきたいと思います。こちらが、指定管理者の明細になりますので、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

以上が、病院事業会計の決算でございます。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより日程第12、認定第4号平成27年度黒川地域行政事務組合病院事業会計決算の認定についてを採決します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第13 認定第5号 平成27年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について

○議長（平渡高志君） 日程第13、認定第5号平成27年度度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

決算の概要説明について会計管理者に求め、その後に業務課長から朗読を省略し、内容の説明を求めます。会計管理者佐々木匡子君。

○会計管理者（佐々木匡子君） 13ページをお開き願います。

認定第5号平成27年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

それでは、決算書の76ページをお開き願います。

ステーションの事業会計決算報告書でございます。

収益的収入及び支出でございますが、まず、収入、事業収益につきましては、決算額4,369万2,344円でございます。

次に、支出でございますが、事業費用につきましては、決算額4,383万5,292円でございます。

決算の概要について御説明申し上げますので、附属資料の74ページをお開き願います。

訪問看護ステーションも公立黒川病院と同様に、地域医療振興協会に管理運営を委ねて11年が経過しましたが、在宅で生活を保持できるように、利用者のニーズに応じた訪問看護サービスを提供いたしました。また、病院と連携し、24時間連絡体制及び緊急時訪問看護の体制を維持し、きめ細やかなサービスの提供に努めました。

以下につきましては、担当より説明申し上げます。よろしく願います。

○議長（平渡高志君） 業務課長櫻井 浩君。

○業務課長（櫻井 浩君） ただいま会計管理者から決算概要について説明がありましたが、最初に2点御報告させていただきたいと思っております。訪問看護ステーション事業会計につきましては、当初から町村からの負担金をいただかない中で運営されておきまして、平成27年度におきましても、町

村からの負担金はございません。

それから、病院会計と同じように、指定管理者制度の代行制をとっておりますので、組合の訪問看護ステーション事業会計を経由する形で、指定管理者にその額を交付するという内容になっておりまして、概算払いに対する2カ月後の精算事務については、病院と同様の取り扱いとなっております。

それでは、決算附属資料をごらんいただきたいと思います。74ページから75ページまでにつきましては、ただいま会計管理者が申しあげました内容について整理しておりますので、御参照をいただきたいと思います。

それでは、決算附属資料の78ページ、こちらのほうをお開き願いたいと思います。

決算報告書の明細について御説明を申し上げます。

収益費用明細書でございます。ステーション事業の場合は、消費税が関係しませんので、決算額と同じ金額になってございます。

まず、上段の収益でございます。

事業収益が4,369万2,344円ということで、訪問看護事業収益につきましては、まず、訪問看護療養収益は介護保険等の保険者負担分の収益であります。次の訪問看護利用収益は、利用者負担分の収益となっておりますが、利用収益欄のうち一番下のその他利用料収益につきましては、大和町内の認知症グループホームからの週1回の定期訪問に対する受益収益となっております。

次に、訪問看護事業外収益ということで、受取利息及び配当金でありまして、預金利子であります。

次は、下段になりますが、収益に対する費用でございます。

事業費用が4,383万5,292円でありまして、訪問看護事業費用の経費であります。経費は指定管理者に交付した交付金のみであります。それから、減価償却費につきましては、車両に係る減価償却費であります。棚卸資産減耗費につきましては、滅菌器等の固定資産除却費であります。

下の2項目については現金を伴わない支出となります。

以上が決算報告の内訳であります。

それでは、決算書にお戻りいただきまして、決算書の77ページをごらんいただきたいと思います。

訪問看護ステーション事業会計の損益計算書でありまして、今、説明申し上げた内容と関連するもので、1の訪問看護事業収益につきましては、中央の金額になりますが、4,369万1,883円でございます。

収益に対する2の訪問看護事業費用は4,383万5,292円でありまして、差し引きになりますが、経常損失が出ており、右端にありますとおり、14万3,709円の赤字となりました。

次の3の訪問看護事業外収益につきましては761円、これに対する4の訪問看護事業外費用がございませんでしたので、最終的に平成27年度の経常損失は14万2,948円の赤字となったものであります。これは現金を伴わない減価償却や、収益と費用の精算の差のためでございます。

下から2番目になりますが、前年度の繰越利益剰余金が685万4,946円でありましたので、当年度の純損失金を差し引きまして、当年度の未処分利益剰余金につきましては671万1,998円となったものであります。

次のページ、78ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表であります。病院事業会計と同じように流動資産と流動負債を比較しますと、下段の2の流動負債、これは病院事業会計でも御説明しましたとおり、現金、預金、未収金、前払金を合わせた合計が1,637万7,970円となりました。

次の、79ページの上段をごらんいただきたいと思います。

3の流動負債につきましては、未払金のみでありまして、合計が101万520円となっております。したがって、流動負債より流動資産が上回っておりますので、資金不足が発生していません、適正に運営されている状況と言えます。

次に、80ページをごらんいただきたいと思います。

キャッシュ・フローの計算書でございます。

お金の流れでございます。1の業務活動によるキャッシュ・フローのみでありまして、4番目にありますとおり、年間を通じまして78万5,460円の資金が増加したものであります。5の期首、平成27年4月1日の年度初めは387万1,154円の残高でありまして、6の期末、平成28年3月31の年度末には465万6,614円の残高になったという資金の流れを見たものでございます。

次に、81ページをごらんいただきたいと思います。

剰余金の計算書でございます。

まず、1の利益積立金につきましては、当年度末残高は前年度末残高と同じ519万7,000円でありました。

2の建設改良費積立金はございませんので、積立金合計は、利益積立金と同額の519万7,000円です。

3の未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金685万4,946円に対し、当年度純

損失が14万2,948円出ておりますので、当年度の未処分利益剰余金につきましては、671万1,998円になったものであります。

次に、82ページをごらんいただきたいと思います。

剰余金の処分計算書であります。

27年度の未処分剰余金につきましては、積み立てしないで、同額を3に記載にありますとおり28年度の繰越利益剰余金とするものでございます。

続きまして、また決算附属資料に戻っていただきたいと思います。決算附属資料の79ページを開き願いたいと思います。

79ページにつきましては、固定資産の明細書でございます。

年度当初におきまして所有する有形固定資産につきましては、医療機器備品であります高圧の滅菌器、その他医療器械でありますコピーファクス機、車両につきましては訪問看護車3台を所有しておりましたけれども、27年度内に使用不能となった高圧の滅菌器及びコピーファクス機を廃棄処分したため、除却した内容となっております。

次の、80ページが主要施策の概要ということでございます。こちらのほうに整理してございますけれども、こちらにつきましては診療報酬等の交付金のみとなっております。

次の81ページには、病院事業会計と同じく、訪問ステーション事業会計の決算の流れを図式化したものでございまして、御参照いただきたいと思います。

なお、上段の右側には、指定管理者の収支の状況が整理した内容となっておりますので、この詳細についても、先ほど申し上げました公立黒川病院の監査の受託監査資料の、こちらのほうの15ページ、こちらのほうに記載されておりますので御参照いただきたいと思います。

以上が、訪問看護ステーション事業会計の決算であります。よろしく願いいたします。

○議長（平渡高志君） 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第13、認定第5号平成27年度黒川地域行政事務組合訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

日程第14 報告第1号 平成27年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金
不足比率の報告について

○議長（平渡高志君） 日程第14、報告第1号平成27年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率について報告があります。財政課長佐々木匡子君。

○財政課長（佐々木匡子君） それでは、報告第1号でございます。平成27年度黒川地域行政事務組合公営企業会計に係る資金不足比率の報告についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて、報告するものでございます。

認定の前に、代表監査委員より各種会計の決算審査及び財政健全化について審査意見をいただいたところでございますが、病院事業会計、訪問看護ステーション事業会計、いずれにつきましても資金不足は生じておりませんので、ここに報告するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（平渡高志君） 以上で報告第1号を終わります。

日程第15 議案第25号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（平渡高志君） 日程第15、議案第25号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 議案第25号について御説明いたします。

議案書の15ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の15ページをあわせてお開き願います。

議案第25号について説明申し上げます。

このことにつきましては、富谷町の市制移行に伴い、宮城県市町村職員退職手当組合より規約の変更の議決を依頼されたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第15、議案第25号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第16 議案第26号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同
設置規約の変更について

○議長（平渡高志君） 日程第16、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） それでは、議案第26号について御説明いたします。

議案書の17ページ、別冊の条例議案新旧対照表の16ページをあわせてお開き願います。

このことにつきましても、前号と同じ内容で、富谷町の市制移行に伴い宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会より、規約の変更を依頼されたものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第16、議案第26号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17 議案第27号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置
規約の変更について

○議長（平渡高志君） 日程第17、議案第27号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長阿部愛子君。

○総務課長（阿部愛子君） 議案第27号について御説明いたします。

議案書の19ページ、別冊の条例議案新旧対照表の17ページをあわせてお開き願います。

議案第27号、このことにつきましても、前号の内容と全く同じ内容で、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平渡高志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第17、議案第27号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（平渡高志君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決をされました。

これをもって、平成28年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会は、提出された議案を原案のとおり可決されました。

会議を閉じます。

平成28年第4回黒川地域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 4時32分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

平成28年8月25日

黒川地域行政事務組合議会

議 長 平 渡 高 志

署名議員 石 垣 正 博

署名議員 金 子 透